

会 議 録 目 次

令和4年第4回海田町議会定例会（第2日目）

令和4年6月8日（水）午前9時00分 開議

日程第1	一般質問		
	○富永やよい議員	4	
	○玉川真里議員	11	
	○大江康子議員	26	
	○宗像啓之議員	36	
	○前田勝男議員	50	
日程第2	第27号議案	工事施行協定の変更について	63
日程第3	第28号議案	負担付きの寄附の受納について	64
日程第4	第29号議案	財産の無償譲渡について	64
日程第5	第30号議案	海田町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	68
日程第6	第31号議案	海田町税条例等の一部を改正する条例の制定について	69
日程第7	第32号議案	海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	70
日程第8	第33号議案	令和4年度海田町一般会計補正予算（第1号）	74
日程第9	第34号議案	令和4年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	82
日程第10	委員会提出議案第1号	海田町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について	83
		（閉 会）	84

令和4年第4回海田町議会定例会

会議録(第2号)

1. 招集年月日 令和4年6月7日(火)
2. 招集の場所 海田町議会議事堂
3. 開 議 6月8日(水)9時00分宣告(第2日)

4. 応招議員(16名)

1番	石橋京子	2番	西田誠一
3番	玉川真里	4番	小田久美子
5番	富永やよい	6番	大高下光信
7番	兼山益大	8番	大江康子
9番	下岡憲国	10番	宗像啓之
11番	久留島元生	12番	多田雄一
13番	崎本広美	14番	前田勝男
15番	佐中十九昭	16番	桑原公治

5. 不応招議員
なし

6. 出席議員(16名)

1番	石橋京子	2番	西田誠一
3番	玉川真里	4番	小田久美子
5番	富永やよい	6番	大高下光信
7番	兼山益大	8番	大江康子
9番	下岡憲国	10番	宗像啓之
11番	久留島元生	12番	多田雄一
13番	崎本広美	14番	前田勝男
15番	佐中十九昭	16番	桑原公治

7. 欠席議員

なし



8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	西田祐三
副町	長	今岡寛之
教育	長	佐々木智彦
企画部	長	鶴岡靖三
総務部	長	丹羽勤
福祉保健部	長	森川雅枝
建設部	長	久保田誠司
教育	次長	森山真文
下水道担当	参事	龍岩広幸
建設部	次長	門前誠司
企画	課長	藤原靖
魅力づくり推進	課長	脇本健二郎
財政	課長	吉本真人
総務	課長	中村修介
税務	課長	松井良哲
防災	課長	宮垣将司
デジタル推進	課長	下野武士
住民	課長	近森茂
社会福祉	課長	杉本幸穂
こども	課長	新藤正敏
長寿保険	課長	岩本宏美
保健センター	所長	森原知美
建設	課長	早稲田誠
上下水道	課長	木村生栄
学校教育課	教育指導監	小村孝広

生涯学習課長 中下義博
新庁舎整備室長 山田長秀

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 倉本勇登  
主 査 戸成正考  
主 任 辻 千奈美

~~~~~○~~~~~

10. 議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 第27号議案 工事施行協定の変更について
- 日程第3 第28号議案 負担付きの寄附の受納について
- 日程第4 第29号議案 財産の無償譲渡について
- 日程第5 第30号議案 海田町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第31号議案 海田町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第32号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第33号議案 令和4年度海田町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第9 第34号議案 令和4年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 委員会提出議案第1号 海田町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

~~~~~○~~~~~

11. 議事の内容

午前9時00分 開議

○議長（桑原） 皆さん、おはようございます。本日も大変御苦労様です。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をいたしますので、御了承ください。なお、本日は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、窓を開放しておりますので、併せて御了承ください。また、本日も体調管理の観点から上着の脱衣を許可しておりますので、適宜、対応をお

願いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしております日程第1から日程第10に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を続行します。5番、富永議員。

○5番（富永） 5番、富永です。大きく2点について質問いたします。

一つ目、デジタル・シティズンシップ教育について。低年齢化が進むスマートフォン購入やSNSの急速な普及に伴い、これまで学校では情報モラル教育、セーフティ教育といった啓発が行われてきました。しかし、GIGAスクール構想により全国の小中学校で1人1台のタブレット端末の整備が整い、学校現場ではいよいよICTが活用され始めています。より学びを広げるために、これまでの情報モラル教育よりも幅広く安全に正しくICTを使いこなす力を身に付ける、デジタル・シティズンシップ教育が注目されています。つまり、インターネットの危険性を教え、使用を制限することだけでなく、きちんとした使い方を知った上で、デジタル社会で自分の能力を発揮し、より良い社会を担っていく教育が求められています。ICTの善き使い手を育てるには、子どもたちが文房具のように自律的に端末利用できる環境と家庭、学校、社会の総理解の下、デジタル・シティズンシップのコンセプトを生かした学びの支援が必要です。海田町ではこれまでどのように子どもたちへの情報モラル教育を進めてこられ、どのような成果があったのでしょうか。1人1台の端末整備により、子どもたちの学びが広がる一方、長時間のゲーム、動画視聴、SNSトラブルなど、保護者にとって心配なことも出てきており、学校と家庭の連携が重要です。保護者に対し、どのような取組をされるのでしょうか。子どもたちが自ら学びたいと率先して取り組み、一人ひとりの個性が発揮されるICT活用のため、今後どのように取り組んでいかれるのでしょうか。

大きく2点目、旧千葉家住宅活動室の一般貸出しについて。海田町の大切な財産である旧千葉家住宅は2017年に主屋の活動室「神保の間」が整備され、講座や展示などが開催されています。織田幹雄スクエアの開館に合わせ、一帯が整備され、ますます町民に愛され、大切に活用される施設となっています。今年度の文化財保存活用地域計画策定に合わせ、神保の間の一般貸出しを検討し、幅広く使用していただけるよう、更なる活用を考えてはいかがでしょうか。以上です。

○議長（桑原） 町長。

○町長（西田） 富永議員の質問につきましては教育委員会から答弁をさせます。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）富永議員の質問に答弁いたします。

まず、デジタル・シティズンシップについての質問でございますが、1点目については、デジタル技術の利用を通じて社会に積極的に関与し、参加する能力を身に付けるために、学習指導要領においては情報社会で適切な活動を行うための基になる考え方と態度の育成を目的として、情報モラル教育の重要性が示されております。学校におきましては、出前授業、道徳科の授業を通しまして、児童生徒が当事者として考えることができるよう取り組んでおります。2点目につきましては、小学校では児童の基本的な生活習慣の確立を目的として取り組んでおります生活リズムカレンダーの中に、メディアコントロールの欄を設けまして、スマートフォンの利用時間などを家族で話し合ったり、また、中学校においては講演会を開催するなどして、保護者の意識啓発を行っております。3点目については、児童生徒の情報活用能力の育成を目的として、一斉指導の場面だけでなく、個別学習や協働学習においてもICTを効果的に活用する授業実践を行うこととしております。

続きまして、旧千葉家住宅活動室の一般貸出しについての質問でございますが、現在のところ、一般貸出しについては、文化財と一体的に管理している施設のため難しいと考えております。今後、策定予定の海田町文化財保存活用地域計画の中で検討を行うとともに、活動室で行う展示や講座なども増やしてきており、皆様により利用していただけるよう努めてまいります。

○議長（桑原）富永議員。

○5番（富永）再質問に移らせていただきます。まず、旧千葉家住宅の活動室の一般貸出しについてなんですけれども、こちら、私、過去に平成29年の6月の定例会で、一度お話をさせていただいて、そのときの答弁ではトイレの完備とか職員の管理体制に課題があるため、公民館の整備に合わせて一体的に管理できる方法を、方策を考えていきたいというふうに答弁をいただいているんですけども、その後にはどのような検討をされてきたのでしょうか。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（中下）これにつきましては、先ほど言われました公民館の整備と合わせてということで、公民館の整備が終わりまして、利用の範囲を拡大してきております。前は教育委員会の関係のものだけということで、ある程度限定的なものになっておりまし

ればと思います。

デジタル教育のほうなんですけれども、まず、教育委員会としてデジタル・シティズンシップ教育という考え方というのは御存じでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）現在、いろんなところで議論されていることについては承知をしております。

○議長（桑原）富永議員。

○5番（富永）それを海田町の教育の中に落とし込めていこうという、これまでにお考えになったこととか、今後取り入れていこうというお考えはあるんでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）先ほども申しましたように、今、議論の段階でどの部分をどのように教育課程の中に取り組んでいくかということは、なかなか先行事例も含めて、情報収集の部分でいくと、まだ薄いところがございます。昨年度、例えば、中学校の学習指導要領が新たに改定をされて、昨年度、今年度と始まっている状況、その中で情報モラル教育等が明記されたという現段階の状態ですので、今後、教育に落とし込める内容があるかどうかということも含めて検討していく必要があるかと思っております。

○議長（桑原）富永議員。

○5番（富永）情報モラル教育というのが、やはり日本特有なものってあるのかなというふうに思っております。海外ではもう子どもたちがICTをしっかりと活用していくものとして、デジタル・シティズンシップ教育というのがもう当然のように教育の中にプログラムされていまして、情報モラルというものがその中にも入っていると思いますので、情報モラル教育として日本で取り上げていく過程には、割と制限していくとか、利用時間を制限するとか、そういった制約が伴ってくるというふうな印象があるんですけれども、それを更に越えて、もう制限する時代ではなくなってきているのは確かで、子どもたちが何時間使ってもそれを学習に使えるのであれば、それをよきアイテムとして使うのであればしっかり使いましょうという教育に転換していかなければいけないと思うんですけれども、その辺は教育委員会としてどのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小村）先ほど、次長が答弁させていただいたように、このデジタル・シティズンシップ教育というのは、恐らくまだ日本国内では実践研究がされてい

る段階であるという理解であります。ということになりますと、今後、研究等々していくべきものではあるかというふうには認識しております。この本町におきましては、情報モラル教育、学習指導要領に沿って指導しておるところでございますが、特に情報活用能力につきまして、子どもたちに今後必要になる資質能力であるという意識は当然認識しておりますので、それらも含めて指導のほうを進めているところでございます。

○議長（桑原） 富永議員。

○5番（富永） 今、子どもたちがタブレット1人1台持っていて、その使い方として、子どもたちが家に持ち帰るとか、学校外で使うという活動とかはされているのでしょうか。

○議長（桑原） 学校教育課教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小村） 家庭での使用ということでの御質問だと思います。特に、長期休業中につきましては、全ての学校で全ての期間において持ち帰るということを実行をしております。また、週末を中心に持ち帰るなど、子どもたちの状況に応じて、各学校のほうで計画的に実行しているところでございます。

○議長（桑原） 富永議員。

○5番（富永） デジタル・シティズンシップ教育を先進的にやられている学校の取組としても、やはり、タブレットは持って帰って、家のほうで文房具のように、本当に学習アイテムとして自由に使っていくということがされているんですけども、そういった取組もその計画の中に入れられているということで良かったなと思います。その際に、御家族の、2点目の質問で、保護者の意識啓発を行っておりますとあるんですけども、保護者の方も長時間動画を見たら心配とか、そういったこともあると思いますけれども、それで制約をしてしまうと、子どもたちの可能性が潰れてしまうので、そういった、保護者の理解とか家庭での子どもたちと家族の取組というのを具体的にどのように啓発されているのでしょうか。

○議長（桑原） 学校教育課教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小村） 議員がおっしゃるとおりでございますが、これは家庭のほうでも子どもたちとともに話し合う時間を設けて考えるべき内容であるというふうに捉えております。例えば、本町では、昨年度導入したクロームブックについてのガイドを保護者も含めたものを作成しております。それを今年度も、子ども、更に保護者へと活用して、家庭で話し合う時間を設ける一つの資料として使わせていただいているところでございます。また、答弁にもありましたように、実際に生活の中でどのようにそ

れを活用していくのかというところ、家庭のルールを含めて、話し合うというところも大事だと思っておりますので、時間的なことも含めて、そういったところを話し合う時間を設けているところでございます。

○議長（桑原） 富永議員。

○5番（富永）そういった家庭の取組、しっかり、今後も続けていかれることを望みます。子どもたちが自ら、使い手になって使っていくということで、何時間にしましょうとかそういった制約ではなく、例えば、自分がホームページを作りました、このホームページを作ったときにはどんなことが起こるんでしょうというふうに最初から問題提起ではなく、そういうことが、押したときにはどんなことが起こっていくのかなという教育がデジタル・シティズンシップだと私は思っているんですけれども、そういった子どもたちが自発的に何かをしたときに、どういうふうに起こってという、自発的な学習というのは具体的にどのように学校で取り組んでいらっしゃるのでしょうか。

○議長（桑原） 学校教育課教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小村）自発的などというところで、今、キーワードをいただいたと思いますが、学校のほうでは情報モラル教育は学習指導要領に沿って進めているというところで、実はこの中に、発達段階に応じてそれぞれの指導する内容がございます。特に、高学年や中学校になりますと、身の回りの課題から自らが学習課題を作って、それを情報発信していくといった、そういったところの取組も、例えばということでございますと、探究的な学習というので昨年度から取り組んでおります。総合的な学習の時間等々でそういったところの課題を子どもたちが考え、例えば、パワーポイント等で自分の意見を発していくと、そういったところの学習を進めているところでございます。

○議長（桑原） 富永議員。

○5番（富永）その際のデジタルのモラルに結びついていくと思うんですけれども、今、お話しされたのは多分このスキルだと思うんですね。このデジタルを使っていくスキルではなく、そのスキルを使った上で、そういったことが起こり得るかというところ、子どもたちが自ら話し合っ、例えば子どもたちでルールを決めていこうとか、そういったことが大切になると思うんですけれども、そういったアクセスみたいなことはされているのでしょうか。

○議長（桑原） 学校教育課教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小村）今の御質問についてですが、例えばということになると

思いますけども、道徳科の授業において、そういった話し合う活動というのを中心にしておるんじゃないかなと。例えば、この情報発信することによって他の人や社会にどのような影響を与えていくのかとか、ネットワーク上のルールやマナー等を守ることの意味などについての話し合いであるとか、そういったところが学習の中で行われております。

○議長（桑原） 富永議員。

○5番（富永） 先進校の取組とかもしっかりこう見ていただいて、熊本県のほうとか千葉県県のほうとか、あとは奈良市さんとかは、コロナで1人1台が充実する前からかなりデジタル教育に取り組んでいらっしゃるって、校長先生とかもそういったデジタル・シティズンシップという観点を大事に、そういう言葉は使っていなくても、そういった子どもたちが自ら考えるという力を育てていくことにすごく力を入れていらっしゃる印象があります。やっぱり、学校とか自治体によって、ここに教育の格差が生まれていくと、やはり取り残されていく子どもたちもいるかもしれないし、これから本当にデジタル空間だけではなく、日常を担っていますので、使い手をしっかり育てていく教育が大切になっていくと思いますので、是非ここはしっかり力を入れてしていただきたいと思います。子どもたちだけではなく、教師、教職員の方、保護者も、先ほど、啓発活動を行っているとありましたけども、教職員の方に対してのそういった指導というのはどのようにされているんでしょうか。

○議長（桑原） 学校教育課教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小村） 議員のおっしゃるとおりで、当然、教員のICTに関わる知識や理解を深めることによって、教育の質が上がっていく。昨年度の例でいきますと、年間の中で、計画的に研修のほうを組ませていただいております。他県から、更に広島県教育委員会から講師を迎えたりとか、いろいろ工夫をしながら進めているところでございます。

○議長（桑原） 富永議員。

○5番（富永） やはり、教師によって得手不得手というものもありますし、その中で制限が子どもたちにかかる、それだけで教育の質というのは変わってくると思いますので、是非、その辺にも力をしっかり入れていただきたいと思います。我々、大人もしっかりモラルを持って、デジタルの中でしっかり生きて行けるように、自分たちも勉強を続けていかなければいけないなというふうに思いますし、子どもたちが当然のようにデジタルを使う社会でしっかりすばらしい担い手となっていくことをお願いしまして、

質問を終わります。

○議長（桑原）3番、玉川議員。

○3番（玉川）3番、玉川です。本日は海田町の教育及び福祉への取組に関して、大きく2項目について質問をいたします。

第1項目め、学校教育に関する合理的配慮及び自殺予防教育についてでございます。前回、3月の定例議会において、文部科学省が各省庁と連携して進めているインクルーシブ教育の実施について、その状況や、また、服薬に関する不適切な対応についてお尋ねいたしました。また、広島市が先行的に実施して、国が令和4年度予算でも計上されているスクールカウンセラーを活用した自殺予防対策についてもお尋ねいたしました。それについては、対面で実施するよう、校長会で周知することとお聞きしておりました。これらについて適切に確実に実施されているかについて御質問をいたします。まず1点目、通級指導を受ける場合の条件において、意見書があれば診断書は必須ではないという旨の答弁をいただきました。意見書での通級指導、前回から今回までの間にごございましたでしょうか。また、この通級指導を受けたい児童生徒の保護者への説明などは適切に行われておりますでしょうか。行っているのであればどのようにして行ったのか、それについて御答弁をお願いいたします。スクールカウンセラーなどを活用して意見を述べることで、また、意見を書いていただくことで通級指導へつなげられると思いますが、それについては考えていないのかについて御答弁いただきたいと思います。二つ目、服薬に関して、学校側から発達障がいなどのお薬について服用を勧めたことはないが、間違った受け止められ方をされないように校長会で周知させるとのことであったと、前回言われておりました。校長会で御指導されたときの反応とかお困り事はなかったのかについて御答弁をお願いいたします。三つ目、広島市がMLB教育、メイキングライフベター教育として先行的に行っているスクールカウンセラーを活用した自殺予防教育についてでございますが、新学期が始まり2か月以上が経過しております。それぞれの小中学校の実施の時期と方法はどのようにしたのかについて御答弁をお願いいたします。

大きく二つ目、ジェンダーレス化とがん治療患者に対する男女トイレの備品整備についてでございます。現在、公共のトイレについては、ほとんどの女子トイレにはサンタリーボックス、汚物入れが設置されているのですが、しかし、ほとんどの男子トイレには同様のサンタリーボックスというのは設置されていないというところではないかと思っております。全国の自治体では、前立腺がんや膀胱がんなどの治療を受けた男性が尿漏れパ

ットを捨てる場所が必要であることから、男子トイレにもサンタリーボックスを設置する自治体が増えてきております。国立がん研究センターが現在発表している情報によりますと、前立腺がんと診断された男性は2万2,021人、これは最新のもので検索しても2018年のものが出てきます。そして、膀胱がんと診断された男性については1万7,555名、これも同様です。このように多く、広島県でも調べてみましたが、広島県でも前立腺がんと膀胱がんの患者さんの数が約2,500名ほどおられ、その緊急性を感じているところがございます。また、今後、ジェンダーレス化が進めば、男女の性にかかわらず、どちらのトイレにもサンタリーボックスが必要となる時代が来ると考えられます。日本トイレ協会によると、おむつや生理用品を捨てると、自動的に真空パックになり、ごみ箱にすくとんと落ち、臭いの問題も解消されるような製品もあるということが書かれておりました。海田町でも公共の男子トイレにサンタリーボックスを設置するとともに、男女それぞれのサンタリーボックスの消臭対策として自動で真空パックになるようなサンタリーボックスを設置してはどうかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）玉川議員の質問の1点目については教育委員会から、2点目については私から答弁をいたします。

ジェンダーレス化とがん治療患者に対する男女トイレの備品整備についての質問でございますが、サンタリーボックスは、がん患者の方々など、性別を問わず必要な状況はあるものと認識しております。安心して外出いただける環境を整備するため、運用方法や費用対効果等を総合的に勘案し、尿漏れパット等を捨てることのできるサンタリーボックスをまずは職員が管理できる町内施設の多目的トイレに設置してまいります。

それでは1点目については、教育委員会から答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）玉川議員の質問に答弁いたします。インクルーシブ教育及び自殺防止についての質問でございますが、1点目については、通級指導教室の入級は、通常、医師の診断書により許可しております。ただし、通級による指導を早急に行ったほうが良いと判断される場合については、心理検査等の結果をもって、教育支援委員会の答申を受けた上で入級しております。その際は面談等で保護者にもその旨を伝えた上で進めて

おります。また、広島県教育委員会の定めるところにより、心理検査等は町立小中学校に配置されているスクールカウンセラーの業務とされていないため、スクールカウンセラーの意見をもって通級による指導を開始することはございません。2点目について、発達障がいに対する服薬について、4月の校長会で周知いたしました。学校からの困り感はございません。3点目については、自殺防止については相談体制や生徒指導体制を充実させるとともに、1年間を通じて学校教育全体を通して取り組んでおります。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）再質問させていただきます。まず、教育委員会の答弁についてでございますが、前回も、通常、医師の診断により許可しておりますというふうにお答え、今回もされておりますが、前回も申し上げましたとおり、県の教育委員会、そして文科省のほうとお話をしまして、必ず医師の診断書が要するというふうにはなっていないというふうにお答えを文部科学省のご担当からいただいております、また、資料においてもそのような記載はないと認識しております。なぜ、この海田町だけ医師の診断書というのを必須としているのでしょうか。そこについては負のオンリーワンになるんじゃないのかと、前回、私のほう、申し上げさせていただいたと思いますが、なぜまだそのような状態なのでしょう。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）先ほども教育長答弁のほうにありましたように、通常ということをつけ加えさせていただいております。前回の3月の議会のときに意見書等ということをお話しさせていただいたと思いますが、意見書等という、いわゆる意見書というのがどのようなものかということの認識のずれがあったら困りますので、話をさせていただいたことは、教育支援委員会に専門のお医者さんとか、それから特別支援教育に関する専門の方がおられる中で、意見書にあっても、その中に適切にその子の特別支援教育、いわゆる障がいの種別が明確に分かる内容が記載されていればそれは資料となるというふうな判断でございます。ということで、意見書という言葉がタイトルに付いていれば何でもいいということではございませんので、そこは御理解いただいて、教育支援委員会の中での判断を一資料として使わせていただくということでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）現在の海田町のやり方であれば、グレーの児童、発達障がいというのは範囲が広くございまして、発達障がいの中でも普通級に近いような、しかしながら、配慮

が必要な児童生徒もおります。自閉症のとても強いような児童生徒もおります。そのような子が合理的な配慮が必要にもかかわらず、この診断書を取らなければならないという障壁の下で、合理的な配慮がなされないというケース、また、それについて保護者ともめるケースが多いのが本町の現状ではないかと思うんです。文部科学省ともいろいろ話をさせてもらいましたが、この医師の診断というのは必須ではないということは何度も確認させていただいているところなんですね。ですから、前回、心理検査等が出た場合に、それにおいても合理的配慮として通級指導のほうに来ていただくことができるというような回答を得たと考えていたんですけども、そうじゃなかったんですかね。グレーの子どもたち、またその障壁、診断書という障壁において、合理的配慮が受けられない生徒についてはどのような御指導をされようとお考えなんでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）3月の議会と同じ答弁になりますけども、診断書等というふうにお話をさせていただいたと思います。心理検査で客観的に見たときに、その子に境界線に当たる子が傾向等があったときには入級を認めているという旨の回答を前回はさせていただいていると思います。その部分は診断書という言葉で一括するのではなく、合理的配慮の下で判断はしております。ただ、一番もとになるのが学校教育法の施行規則に障がい名が記載されて、その中の対象の種別の児童について通級に通わせるということが明確に書かれておりますので、文部科学省であったり、県であったりの担当者のコメントをもって、必要ないということは言い切れないというところは御理解いただけたらと思います。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）診断書がつくメリットじゃなくてデメリットについてはどのようにお考えですか。デメリットがあるんですよ。デメリットがあるからこそ、保護者の方はちゅうちょされるんですね。そのデメリットについてはどのようにお考えですか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）先ほども申しましたように、診断書だけで判断するものではなくて、先ほどありました客観的に見ることができる心理検査等の部分の意見書であったり、というようなものをもって判断をしていきますので、診断書がどうしても提出が難しい過去の診断結果で判断してもらいたいというふうな保護者の方の相談によって、入級した例もございますので、診断書の壁というところを強調してしまうと、それだけで話が終わ

ってしまいますので、その部分は御理解いただけたらと思います。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）じゃ、保護者の方に説明されるときは、どのように御説明されていますか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）先ほどもありましたように、基本的には診断書を取っていただいて、先ほどの種別が、通級を、通う者について適切かどうかということをもまずは第一に考えますので、その段階で診断書等を取ることが難しいということの場合には、別の方法で、先ほども言いました心理検査等の結果をもって客観的に判断ができるものについて御提出はいただけないでしょうかというふうな段階的な相談をさせていただいております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）私が言っているのは、診断書を取ることによって、将来、就職するときにその診断書が一回出たという事実を申告しただけで制限がかかってしまうような職業が実際あるので、そこについて懸念されている保護者さんが多いわけなんですよ。その辺りは御理解されていますか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）そこはどういうふうに捉えたらいいか、学校の教育内容の決定の場であって、その診断書の今後の利用とか捉え方というところは、社会の仕組みになっていきますので、その部分についてはまずは入級について診断書が必要であるというところをスタンスとして話をさせていただいているところでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）診断書を取ることによって、そういうようなデメリットがあるというのが懸念されているから、保護者の方々がなかなか合理的配慮を受けたい、何とかしてほしいけども行けないという壁がある、だから診断という方法ではなくて、何かほかの意見書という形でできませんかというようなお話を、県とか、私が文部科学省さんとお話ししたときに聞いて、いやいや、診断書ではなくて、例えば、心理検査などをされた結果があって、それによってこういう傾向がありますよ、このような配慮が必要じゃないですかというふうに言われた場合、それが伝えられた場合に合理的配慮を受けることができますというふうに聞いておりますので、ですから、診断書というところに、皆さん方は、社会の仕組みと言われても、子どもたちにとってはすごく大問題なんですよね。そ

ここに診断書というところの縛りを付けてないところがある中、うちの教育委員会では、やっぱり、私が先ほどの答弁を聞いてても、診断書が要るんだなというふうに感じるようなお答えでした。ですから、保護者さんについてもそのように伝えられているからこそ、皆さんが通級の教育であったり、通級以外の合理的配慮、様々あると思うんですよ。この子は何か特性があるだろうから、少しスクールカウンセラーの先生に見てもらいながら、面談をしてもらいながらやっていったら、うまくいくのではないのかなというふうなものも合理的配慮の一つではないかと思います。そういうようなところを利用するのに診断書というのが要るといのがおかしいんじゃないのかということを行っています。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）先ほども申しましたように、診断書で入級している子もいますし、心理検査等の結果をもってその傾向を判断して入級している子もいるので、診断書は絶対というふうには私は申し上げてないと思うんですけども。それから、スクールカウンセラーにつきまして、利用については診断書等は要りませんので、相談については申し込まれた保護者、子どもたちがやることであって、それと通級と切り離して考えないといけないと思うんです。だから、診断書にずっとお話をされていますけど、診断書によるものだけでない、別の形で心理検査の客観的な情報をもって判断をした、それで入級している子もいるというふうに私お伝えしているんですけども、そこは御理解いただけたらと思うんですけども。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）じゃ、切り口を変えますけれども、保護者さんが心配になってスクールカウンセラーにかかりました、そのスクールカウンセラーの先生のほうから、この子は少し特性があると思いますので、合理的な配慮が必要なんじゃないですかと言われた場合には通級のほうには入れますか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）先ほども教育長答弁の中であったと思うんですが、県から派遣されているスクールカウンセラーはそのような判断をする業務にはないというふうにお答えをしたと思います。だから、勧めるとすれば、スクールカウンセラーを介して勧めるとすればスクールカウンセラーのアドバイスの下、例えば、県の施設であったり、社会福祉施設に行っていただいて、そこに所属されている臨床心理士さんの下で検査をされて、

その結果を持ってこられたら入級の対象として検討していく。だから、スクールカウンセラーは、県に派遣されている方について、町は全部、その県の派遣を受けておりますので、その方たちの業務としてはそこはないというふうに、先ほどお話しさせていただいたように思います。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）スクールカウンセラーは心理検査、知能検査等は実施することは業務になっておりません。ただ、その子が特性があるかどうかということについて相談に乗ることはありますし、アドバイスすることもございます。それによって、合理的な配慮を得られることはあるのでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）先ほども申しましたように、スクールカウンセラーが判断することによって通級への入級は業務としては示されていないということなので、先ほども申しました合理的配慮というものが中身が何かということがちょっとまず置いておかないといけない部分で、合理的配慮イコール通級に入級するというのであれば、おっしゃることについてはできないということが返答となると思います。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）じゃ、通級以外の合理的な配慮については、教育委員会はどのように考えていますか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）例えば、通常学級に所属する中で、この子について音が敏感であるとか、それから、周りの子どもたちに対してちょっかいを出してしまう傾向があるであるとか、そのようなアドバイスを伺った場合には、その子の席の配置を変えたり、周りの環境が落ち着くように、例えば、端のほうに壁の近いほうに配慮して置いたりというふうなことのいわゆる合理的配慮ということについては、スクールカウンセラーの御意見とか御相談をさせていただいた中でやっている状況がございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）そのようなことも、しっかり、保護者さんのほうに伝えていって、こういう合理的な配慮もありますよ、通級を受けるんだったら、お医者さんの診断以外にもこういう心理検査を受けてやればできますし、通級に入りたければね。それ以外の合理的な配慮には、こんなものやこんなものやこんなものがありますよというふうに丁寧に御

説明していれば、そんなに私のところに多くの保護者さんから相談が来ることないと思うんですよ。そこをしっかりとされていないので、やっぱり言葉足らずの説明だから、今そのような問題が起きているんじゃないのかなというふうに思うんです。そこについては真摯に受け止めていただいて、もう少しやり方を変えていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）今おっしゃったように、学校のほうを指導して丁寧にやっていきたいと思えます。ただ一方で、こちらがいろんなことを説明しても御理解いただけない場合もあるということは御了解いただきたいと思います。丁寧にやっていきます。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）スクールカウンセラーの利用について、今度お聞きしたいんですけれども、今スクールカウンセラーの利用状況というのは、1校、月に何件ぐらいの相談が入っておられますか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）例えば、小学校なんかでいくと、月に1回3時間の配当時間なんです。それがほぼ相談で埋まる状態になっておりますので、逆に言うと、中学校に配当されている時間が多いので、そちらで何とかカバーして回してもらえないかというふうな相談が入っている状況でございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）3時間埋まるということは、大体、3件、4件ぐらいということでもいいですかね。中学校の利用が少ないということですか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）かなり小学校と中学校で配当時間の差がありまして、大体、中学校区が2校ありますので、例えば、海田中学校のほうであれば、年間で中学校のほうは36回、144時間だったと思うんですけど、大体、週に1回のペースで4時間ずつ配当がされております。逆に、小学校のほうは、先ほども言いましたように、年間12回程度で36時間の各校の配当、南小と東小がそれぐらいなんです。だから、どうしても中学校の隙間が、隙間というか申込みがたまたま埋まらなかったところの部分であるとか、週に1回行っているうちの昼からをいただけないかとかというふうな相談が舞い込んでくるんですけども、中学校のほうも埋まる状況が当然ありますので、そこについて難しい場合

には次の機会にということで調整をしている状況でございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）結構、利用がしっかり促進されているというのはいいことかなというふう
に思います。スクールカウンセラーの利用促進も兼ねた自殺予防対策ということで、前
回、MLB教育ということが先行して、広島でやられていて、今年度からは国から予算
がついて広く自殺予防教育にスクールカウンセラーを使うというふうな方針に決まっ
たということを申し上げたと思います。前回の御答弁の中で、実施してまいりますとい
うことだったんですけども、海小、西小、東小、南小、海中、西中とありますが、こ
の自殺予防教育、スクールカウンセラーを利用した教育については、時期とか方法、
どういう割合でどんな方法でやられたのか御答弁ください。

○議長（桑原）学校教育課教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小村）スクールカウンセラーのほうの活用の工夫ということだ
と思いますが、自殺予防の取組について、当然、スクールカウンセラーのほうには学校
教育の中で関わっていただくべきであるように捉えております。例えばということでご
ざいますけども、この5月には小学校1校、中学校1校につきまして、スクールカウ
ンセラーが子どもたちに対面をして、学級ごとに、または体育館に集めて、悩み事や困り
事があったときに相談できるよっていったところを話をする場を持つなど、ほかの学校
につきましても、まだ調整中の、時期を調整している学校もございますが、計画段階で、
必ずするように今準備をしているところでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）本当はどこの学校でどの時期にどのようにしたかということをお聞きした
かったんですけども、やっただけしているということで、これからもやっただけ
という理解でよろしいですかね。それについては、また効果測定等必要だと思います
ので、しっかりと継続的にやっていただきたいと思います。次に、服薬の勸奨防止の教
育についてなんですけれども、校長会のほうでされたということでしたが、服薬勸奨の
防止について、教育委員会のほうではどのような事例がよくない、どのような事例につ
いてどういう教育をされたかという、その内容について教えていただけますでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）校長会への指導ということでよろしいでしょうか。4月25日だったと
思うんですけども、今年最初の校長会を4月に設けております。そのときに3月に玉川

議員のほうから御指摘があった服薬の勧奨というところでお話をさせていただいております。教職員の中で想定されるものとしましては、やはり、自分の経験の中で服薬をした子ども、服薬をしている子どもが学級にいた場合、その子が服薬をすることによって落ち着いていく過程が見えたりした場合、例えば、保護者の方から聞いた薬の名前であったり、こういうものを飲むとこういう効果があったというふうな事例を紹介することをよく教職員はしがちでございます。だから、そういうことが保護者との面談とか家庭訪問の中で行われること自体が、やはり保護者の捉えようによっては勧められたというふうに捉えがちになってしまうというところが一番想定される、危ないところであろうということをもって、服薬の使用等の事例も含めて、やっぱり保護者に理解を求めるといふか、事例等の紹介も含めて気を付けるようにということが一番大きな指導の点でございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）例えば、保健室にこのようなお薬があるけど飲みますかというふうな対応をされたりすることについては、どのようにお考えですか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）こちらの認識ですと、学校で薬を飲ませるということはないというふうに思っており、保護者の方が持たせて、例えば保健室に行って飲んでおいでとかいうふうな指導は、保護者との理解の下では学校の校内で行われていますけど、学校がまず薬を準備して飲ませるということはしておりませんので、そのような事例についてはお話をしていないということでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）そのとおりなんですよね。でも、中には、私もこの前、びっくりしたのが、一般的には、いやいや学校で風邪薬、風邪引いたら風邪薬飲むというのが普通だろうというような一般論を持っている人もいたので、私はそれはすごく驚がくしたものですから、ちゃんとそのような御認識をしっかりと教職員全てが持っているのか、保健室の先生は必ず持っていらっしゃると思うんですけども、教職員の中にもそういう人がいるんじゃないのかなとか、特にこの体験談ですね、こんな薬を飲んでこんなふうに良くなった人がいるよ、もうこれだけで飲んだほうがいいよというふうに言われていると、多くの保護者は捉えるんですね。なので、ここの教育は引き続きしっかりしていただきたいところだなと思います。引き続き、ここについてはしていただけますか、服薬の指導に

ついて。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）先ほどの、町内でないと願うんですけど、保健室の中に薬を持っていてそれを飲ますようなことはまずないと思うんですけど、もし町内であったら、皆さんのほうから教えていただければと思うような次第で、まずないと思います。やらしません、そんなことは。

○議長（桑原）そういうケースはないということですか。そういう判断ですか。

○教育長（佐々木）ない、私の認識ではないと思っていますけど。

○議長（桑原）質問者に分かりやすく説明してあげてください。ないということですか。

○教育長（佐々木）ないです。

○議長（桑原）ないということで、玉川議員、どうぞ。玉川議員。

○3番（玉川）私が今お願いしたいのは、引き続き、この服薬勧奨防止教育というのをしただけですかということについて。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）引き続き、校長会のほうでお話をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）ちょっと通級指導のことに戻るんですけども、例えば、他県、他市町だと、教育相談室というところに臨床心理士、公認心理士を配置しておりまして、そこにもう心理検査道具が購入してあるんですね。そこで、心理検査をした上でお医者さんが診断するわけではなく、特別支援が受けれるような建て付けになっているんですよ。それで、校外適応指導教室であったりだとか、校内の通級だったりとかに振り分けている他市町の事例もあるんですね。海田町のほうはそのように教育相談室の中で、以前、心理検査の知能検査、ウエクスラー検査のほうの購入を検討しますということを言われていたと思いますが、そういうことを含めて、しっかり町内で保護者が不安にならずに、また診断名を特段付けることなく、付けたい方は、しっかり療育手帳が欲しい方、そういう方については適切に御指導いただければいいんですけども、そうでない方が相当数いらっしゃるし、特に精神科のお医者様たちとお話ししていると、小学校の低学年の時代の発達障がいの可能性というのはほとんどの子がグレーではないかと言われるぐらいの頻度だというふうに聞いております。そういう子どもたちが適切な配慮を受けてい

ただけるためには、教育相談室等に適切な専門家、臨床心理士又は公認心理士を配置して心理検査ができる体制が必要だと思いますが、その辺りについては、どのようにお考えですか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）現在の状況でいきますと、先ほども言いましたように、県からの派遣によるスクールカウンセラーの配置というところで、本町については対応しているところがございます。その部分について、業務として拡張して検査等を行うことは現在考えておりません。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）スクールカウンセラーイコール臨床心理士、公認心理士じゃありません。教育相談室の中にちゃんと専門家を雇い入れて、そこで心理検査をしている事例、他県の市町の事例がありますので、そういうふうにしていただきたいと思うんですけども、そのようなことは考えていただけませんかということを申し上げております。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）スクールカウンセラーにやらせるということではなくて、現在、スクールカウンセラーを配置している状況がございますので、町の費用として臨床心理士や公認心理士を学校に置いて検査等に対応させるということは考えていないという回答でございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）学校の中のスクールカウンセラーのことを言っているんじゃないんですよ。他市町ではちゃんと教育相談室というのを確か適応指導教室、校外適応指導教室を真田会館のほうに置いていらっしゃると言われていましたよね。多分、そこが他県の他市町等では、そういうところを一部教育相談室として、相談しに行けるような体制にしておりまして、そこに大体1名ぐらい、専門家が勤務しておりまして、その人たちが心理検査をして、それによってこの子はこういうふうな配慮が必要であるというような意見書なり、また指導、助言をするというような体制にあるわけなんですね。そういうことを海田町でも考えていただけないでしょうかというようなお話でございます。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）今の件、収集に努めてますけど、児童生徒2,500人の規模で、なかなかそれは難しい。情報収集に努めます。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）情報収集に努めて、その後、検討はされるのでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）経費等、いろんな観点がありますから、ここではお約束するとかじゃなくて、情報収集して、どういうことが行われているかということでございます。2,500人の児童生徒なんです。何万人の生徒の規模ではないので、そこらも費用対効果、あるいはそんなことも全部考えての話になりますので、ここで軽々に、やるとか検討するとかは言うところではないと思ってます。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）この教育現場における合理的な配慮がこの海田町でなかなかできていないという現状が続いておりますので、今後も引き続き、どのようにしたら保護者が負担にならず、また安心して子どもを学校にやることができるのか、今後も引き続き考えていただきたいと思いますが、どのような方法を使えばいいかわかりませんが、これからも私のほうも専門家の一人として、教育委員会の皆様と一緒にそこについて考えていきたいと思いますが、そのようなお考えはありますか。これからより良い海田町のこの合理的配慮についての検討を考えていただけるかどうかの御答弁をお願いします。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）先ほども教育長答弁のほうにありましたように、海田町という単位で考えたときに、町の単独でいろんな施設や人を配置するということは、なかなか規模的なものがあります。先ほど、玉川議員がおっしゃったのは、例えば政令市の岡山市、教育センターのようなものを完備して、やっぱり何万人とかというふうな人口、児童生徒の下で整備を計画的に行われているというところがございます。単独市町については、広島県教育委員会のほうが、例えば、教育センターの中に相談機関を持っていて、そこに臨床心理士を構えておりますので、そちらへの相談を勧めるとかいう形で、県の施設等と補完をしながら、どの市町もやっているのが現状でございますので、そのような利用施設等も保護者の方と相談をしながら進めていくというような形で、合理的な配慮の方向性については町も進めていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）私のほうが一番最後に、これでこの件は終わりにしようと思っていたんですけども、まだまだ、今のやり方だと、困っていらっしゃる保護者の方、子どもさんが

おられるので、これからも前向きにどのようにしたら保護者の皆さんが不安でなく不快でなく、子どもたちが安心な教育、合理的な配慮を受けた教育ができるかというのを今後一緒に考えていきたいと、変えていきたいと、私のほうは思っておりますが、そのようなお考えはありますかというお尋ねです。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）そちらの点については同じ方向を向いていると思っておりますので、お話をさせていただきながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）私も一緒に、同じ方向を向いてまして、決して海田町、本町の教育が合理的配慮に非常に乏しいとは私は一切思ってないんですけど、2,500人の子どもたちがいますので、中にはいろんな特性を持った子どもたちもいます。それらが全部調和して安全・安心な学校をつくっているわけで、一部の者の学校をつくっているわけじゃないので、その点は御理解いただきたいと思います。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）教育長の最後の言葉がなければ終われたんですけど、一人の保護者、一人の子どもを除外することなく、町長も言われていましたよね、一人ひとり大切に、一人も残さず住みよい安心・安全なまちづくりというふうに、町長、言われていますよね、そのようにね。一人ひとり取り残さずというふうに言われていると思うんですよ。だから、今の言い方になると、一部の方のために僕らは変わりませんというふうに聞こえるんですよ。だから、そうじゃなくて、お一人お一人の人が困っている人を何とかしてあげようというような方向づくり、体制づくりをこれからしていくべきだと思いますが、そのように一緒にやっていただけませんかというような御質問です。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）一人を、決して、何ていうか、大事にしないと云ったつもりはないので、そのように聞こえていたら申し訳なく思っていますけど、学校全体、校長を中心に、決して合理的配慮が乏しいようなことはしていませんので、一緒になってやっていくというのが当然ということですよ。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）重ねて申し上げますが、学校のほうはそのように思っていなくても、そのように思っていらっしゃる方がいらっしゃいますので、そこは潔く、ちょっとそういう

方もいらっしゃるので、そこにも配慮しようというように、やっぱり、町の執行部の皆さんが心を一つにしてやっていかないといけないと思うんですよ。今のような表現をされる教育現場であれば、やはり同じ問題が続いてくると思います。ですから、今後、しっかりと、お一人お一人、配慮できるような教育現場をつくっていただきたいと思って、ここについては終わりたいですけれども、御答弁があればお願いいたします。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）合理的配慮の面でいきますと、例えば、本町において通級を6校とも設置をしております。これは通級に通っている子どもたちに対しての通級の開設率の割合でいくと、県で一番多いんです。そのようなところがうちが目指している一人ひとりに根差したというか、配慮した教育の在り方だというふうに思っておりますので、先ほど申しましたように、同じ方向を向いておりますので、御指摘、御意見等も踏まえながら教育のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）そのようにお願いいたします。

それでは一番最初に町長のほうから答弁をいただいたサニタリーボックスの件について再質問をさせていただきます。まず町内に多目的トイレに設置してくださるという御回答をいただきましてありがとうございます。今度、新庁舎が建設になりますが、せっかくの機会ですので、新庁舎については男子トイレの、特に個室のトイレについてはサニタリーボックスのほうを設置していただきたいと思いますが、そちらについてはいかがでしょうか。

○議長（桑原）新庁舎整備室長。

○新庁舎整備室長（山田）今回の多目的トイレのサニタリーボックスの設置後の運用状況等を踏まえまして、整備については検討させていただきます。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）それでは、前向きに最初の町内の多目的トイレ、これは町内施設の全ての多目的トイレに設置していただけるという理解でよろしいですか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）職員が目が行き届く、管理できる多目的トイレ全てに設置してまいります。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）ありがとうございます。ここを皮切りに全ての男性の個室トイレにサンタリーボックスが設置していただけるように進めていただければとお願いいたしまして、再質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（桑原）説明員入替えのため、暫時休憩をします。再開は10時20分。

~~~~~○~~~~~

午前10時13分 休憩

午前10時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。一般質問を続行します。8番、大江議員。

○8番（大江）8番、大江です。今日は大きく1点について質問させていただきます。自転車教室の今後の方向性について。現在、海田町では年1回、各保育所、幼稚園、小学校、中学校で交通安全教室が開催されています。交通安全教室は海田警察、海田自動車学校、安芸地区交通安全協会、町民生活課のそれぞれの構成メンバーで行われてきています。各幼稚園、保育所、小学校、中学校は、それぞれの学校に出向いての交通指導ですが、小学校の4年生の自転車教室は自動車学校での指導となっています。特に自動車学校の方には仕事のお休みを返上して、子どもたちのために指導していただいています。以前は、学校の中で行われていた記憶があるのですが、ここ十数年、自動車学校のお休みの日を利用して、実際の道路状況に近い体験型で指導していただいています。自転車教室の2時間はビデオと自転車体験、飛び出しや車がすぐには止まれないスピードによる停止線の長さを実際に目の前で体験します。ビデオと違い、ワアー、キャーと驚嘆の声を上げています。子どもたちが正しい自転車のルールを知り身に付けることで、それが家族に伝わり、大人も正しい自転車のルールを子どもたちから学んでいくことになるのです。海田町も自転車活用推進計画を打ち出し、将来的に自動車から自転車への利用の転換を図り、交通における低炭素化を進めようとしています。自転車事故のない安心な暮らしづくりのためにも、小学校のときにしっかりと自転車のルールを知らせることは重要だと思います。自転車体験指導を受けるには、各小学校から自転車を持って来なければなりません。1人ずつ踏切の渡り方や一旦停止、壁で見えない場所、信号のない横断歩道の渡り方や、ペダルを踏むにはどちらの足からかなど、コースを走りながら体験していきます。1台の自転車を何人かが共有して使用します。以前は、各学校から20

台以上の自転車の持込みがあったのですが、今は各学校1桁の状態になってきています。先日行われた自転車教室では、児童数2校で約130人、自転車5台のありさまでした。これでは子どもたちが実際に乗って体験するには時間的に難しいと、再度学校にお願いして、当日は14台になりました。何とかほとんどの子が体験することができましたが、乗るのに不安な30人ほどは3人一組で自転車を押してコースを回りました。保護者の中には、壊されると嫌だから、自分の学校はいいが他校の子に貸したくないなどの考えの方もおられるそうです。確かに昔と違い、子どもの自転車でもかなり高額のものもあります。保護者の気持ちも分からなくもありません。しかし、このままの状態で行くと、将来的に自転車教室を体験することは難しくなります。場所が遠く自転車の持ち運びが難しい、自分の自転車でないから乗りにくい、児童の往復の所要時間がかなりかかるなどのデメリットはありますが、実際の道路の状況の中での体験とたくさんの指導員の中で学べることはなかなかありません。自転車教室の大切さを保護者にしっかり伝え、協力を仰ぐことが大切ではないかと思います。そこでお尋ねします。①現在、各学校では自転車教室に使用する自転車のお願いはどのような形で行われているのでしょうか。②以前、原因は分かりませんが、自転車教室で自転車が壊れた場合の責任は誰が取るのかとの話が出たことがあったのですが、誰が見ても故意でなく故障した場合、教育委員会で修理費を出す考えはありませんか。③教育委員会は、今の自転車教室での家庭からの持ち運びについてどのように考えられていますか。各学校はこの自転車教室を受けた後、保護者の確認、許可の下、それぞれの学校校区内での自転車の移動が許されます。この教室が一つの目安となっています。中にはこの日のために練習した子もいるでしょう。この日から行動範囲が広がるのです。自転車の正しいルールを体験しながら学べる交通安全自転車教室は是非とも必要だと考えています。そこで、④自転車教室の体験が難しくなっている今の現状をどのように打開されていこうとするのか、また、今後の自転車教室の在り方を教育委員会としてどのように考えているのか見解を問います。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）大江議員の質問につきましては教育委員会から答弁いたしますので、よろしく申し上げます。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）大江議員の質問に答弁いたします。小学校の自転車教室についての質問でございますが、1点目については、各学校からの手紙や学校だよりなどで各家庭に

依頼し、貸出しをお願いしております。2点目については、自転車が故意ではなく壊れた場合について、教育委員会で修理する考えはございません。3点目について、家庭によっては様々な考えがある中で好意的に貸してくださる御家庭があり、協力に感謝しております。家庭からの持ち運びについては、安全面の不安があると考えており、学校から近い家庭に依頼したり、事前に持ち運び時の安全について指導をさせたりしております。4点目については、自転車の確保が難しくなっていることを踏まえ、まずは、今後継続していくかどうかについて検討してまいります。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）1点目の答弁ですけれども、各学校からの手紙や学校だよりなどで各家庭に依頼し、貸出しをお願いしていますと書いておりますが、これはこの自転車教室にはかなり多くの方がボランティアでお手伝いしているわけですから、こういう現状を保護者の方にお伝えして、貸出しのお願いをしているのでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小村）学年だよりであるとか学校だよりの中で、保護者のほうにはこのような内容の学習を進めるということを、目的をしっかりと示して御協力をお願いするという立場で保護者のほうには依頼をかけている状況でございます。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）内容を示してお願いと言いますけれども、内容は多分、保護者も経験者がかなりいますので、ある程度分かるとは思いますが、それに関わる人がどれだけ多くの人がいて、自分たちの子どもたちのために多くの方の力が働いているということは強調されてないのでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）自転車の貸出しのお願いにつきましては、事前のお願いということで、ボランティアの人数であるとか、そのようなことについてよりも趣旨の御理解というところでお話をさせていただいて、恐らくは事後報告でこのような活動しましたという中で、ボランティアさんの活動について報告というかお知らせしたりということになっているのではないかとこのように考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）確かに今まで自転車教室に行った後、それから、交通安全指導をした後に、必ず学校だよりのほうに写真込みで、保育所もそうですが、こういうことがありました

ということで保護者のほうにお知らせをしておりますが、確かに学校側としては趣旨、この自転車教室の趣旨はこうですから、お貸しください。それも分かりますが、やはり、趣旨だけでなく、自転車を子どもたちが体験するにはその台数が要るんですよね。ですから、やはりそこをしっかりと、趣旨も分かります、でも、この趣旨の中でもできるだけ協力をお願いできないかと。そして、しかもこの自転車教室は外で走るような同じような条件で、それぞれのところに人が張りついて目を光らせています。こういうことは大体あまりないんですね。ですから、こういう条件下のもとですということは大変素晴らしいことなので、やはりこの趣旨と、こういうふうにして各それぞれに、踏切のところ、それから壁の所にいろんな所に人が張りついて指導している。それについて、子どもたちが一つの自転車を何人かが共有して乗っている。そのためにある程度ないと、この自転車教室の体験ができないんですね。そのことを、趣旨だけでなく、趣旨と流れじゃなくて、そういうこともうたっているんでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）先ほども申しましたように、基本的にはお願いする側ですので、趣旨をメインにして、その中での活動の内容であるとか、それから、ボランティアさんの御協力であるとかということでは、今後、例えば、来年度実施する際にお願いの依頼の文の中に組み込んだり工夫したりすることは可能だと思っておりますので、そちらについては検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）では、最初、ある学校、自転車が5台でした。それから再度、校長にお願いして、再度のお願いで、それぞれ9台集まりました。これは再度のお願いで集まったということは、もう少し学校側がある程度本当に必要ということをお願いすると、最初からそれくらい集まったんじゃないんですかね。要するに、自転車貸出しのお願いというのが、ただ、一連の文章でこうこうこうですから、貸出しに、近い方、お願いしませうだけにとどまっているんじゃないかと思うんですが、再度、そこは文章だけで、先生たちの子どもたちに対しての、子どもたちにも啓蒙はされてないんでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）先ほどお話しいただいた現状が今年度あったということでございますので、来年度、内容を工夫してお知らせ、お願いをしていきたいと、検討していきたいと思っております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）実は今年度だけじゃないんですよ。もう、この自転車教室が自動車学校で開催されるようになったのは平成16年です。今もう17年経っています。その当時に比べると、もう本当に徐々に徐々に、去年辺り、一昨年かな、から徐々に少なくなってきて、この自転車教室が危ぶまれると思ったので、この度、私、一般質問をしました。この体験というのは学校教育の中でも多分重要視されていると思いますが、この第1次広島県交通安全計画の中に、小学校に対する交通安全教育の推進とあります。この中に、小学校に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために道路交通における危険を予測し、これを回避して、安全に通行する意識及び能力を高めることを目標。学校においては、家庭及び関係機関、団体等と連携、協力を図りながら、体育、特別の教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など、学校の教育活動全体を通じて、安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要等について重点的に交通安全教育を実施するとなっています。そういう意味からでも、やはりもっと保護者にこの自転車の貸出しについて協力を仰ぐ必要があるかと思うんですけども、いかがですか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）議員おっしゃることはまさにそのとおりで、学習指導要領の中にも通学も含めた交通安全について指導することということが明記されていて、それをもってその目標が設定されている、それは十分理解をしております。ただ、現状として学校のほうからお願いをしたときに、御家庭のほうからなかなか御協力が得られないというのも事実でございます。そこをいかに、先ほども言いましたけども、継続できるかどうかというところをまず検討していかないといけない段階に立っているのではないかなというふうに認識をしております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）だから、継続できるかできないかじゃなくて、継続しなければならない。ただ、その継続の方法としてどのような方法があるかというのを考える必要性があると思うんですよ。ですから、今、私がここのデメリットですか、やはり遠いとかいろいろありますけども、確かに遠い学校は校長が軽トラで5台ほど運んできました。交通網

が難しいところはですね。ほかは子どもたちが押して来られたわけですけども、実際、子どもたちが大体1人、自転車でいろんなルールを知らながら回るとしたら、最低でも10分かかるんです。小学校は4コマ、朝学校へ来ました、自転車教室へ行く準備しましょう、それから、自動車学校に来ます。9時から開始です。11時までです。その間はいろんな指導があって、ビデオ鑑賞、半分に分かれまして、ビデオ鑑賞と自転車のそういう体験をやります。そうすると、正味40分ぐらいで自転車をぐるりっとみんなが体験するような形でないと、ほかの指導もありますので難しいんです。この間、時間を大体計りましたら、1人が大体10分、もっとかかる人もいますけど、10分ぐらいです。そうすると、40分内で仕上げようと思った場合は、1台に対して4人が回転して行って40分です。だから、その学校の人数に応じて、例えば、100人の学校の生徒の体験指導をしようと思ったら、それを4で割ったら何台か、例えば25台というふうに計算すると出てきます。30人の学校であれば、それは4で割ると7台か8台になります。しかし、今のところ、共有して自転車に乗っています。だから、そこを学校同士で配慮して、遠いところは難しいけどここなら何台確保できるということの話合いはできると思うんですよね。

- 議長（桑原） ちょっと待ってください。傍聴の方、カメラやめてください。続けて。
- 8番（大江） ですから、自転車の、要するにそれだけの時間を要してやっている。だから、そこをやはり教育委員会が一度来て把握して、そして、本当に必要というのを分かってもらえると、もっと保護者に対して真摯に学校、校長などに言って取り組めるんじゃないかと思うんです。ですから、1台について4人展開しているわけです、最低でも。どうにもないときは5人とかなりますけども、今、そういう体制です。その後に終わった後、11時に終わって、それから各学校に帰っているんです。ですから、自転車教室には4コマというか4時間、授業時間を割いております。でも、年に1回です。しかも、この自転車教室を終わることで、先ほど言いましたように、範囲が広がっていきます。各学校ではこの自転車教室が終わったら校区内は乗ってもいいよ。ただし、保護者がちゃんと確認して。中には免許証を出している学校もあるそうですが、そのような重要なポイントなんです。ですから、先ほど最後の課題のほうに、今後、継続していくかどうか検討という、これもちょっと教育委員会としておかしいんじゃないと思うんですが、継続していくかどうかではなくて、継続していくためにどうしたらいいかと考えられませんか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）先ほど、お話をされた中身については、こちらも重要な機会であって、大切な場所で運用させていただいて、御協力の下、運営されているという、実態のほうは認識をしております。ただ、現状として、持続可能なものであるかどうかということは、そのときそのときでやはり判断をしていかないといけない。交通安全の自転車教室そのものをなくすということではなくて、場所を変えて、海田町は幸いにも中央部に海田自動車学校があって、近接するところに学校が集約されているので、このような活動ができるんですけども、地域によってはそのような施設がない中で、グラウンドに先ほどもおっしゃいましたけども、信号機を持って行って、ラインを引いて体験するというふうなことで、同じようなことを組み入れている学校もございます。それは自転車教室を自動車学校でしなければならないというふうなくくりの下で考えるのか、それとも継続を可能とする方向はどうかということで検討していく必要があるのではないかとということをお話をしているわけで、全てをなくすということではございませんので、持続可能な方法について今後議論していかないといけないというふうな回答で取っていただけたらというふうに思っております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）確かにほかの市町ではグラウンドを利用して、熊野のほうではある自動車学校がそこへ出向いて、そういう交通指導をやっています。実際、それも今まではそうだったんですけども、そういう方法もありますが、やはり、本当に車を走らせながら、現場でものを見るのと、やっぱりグラウンドの中で線を引いてこうするのと、やっぱり体験の分にはやっぱり違いがあると思うんですよね。やはり、実際にそばで自動車学校の方が車を走らせながら、自転車に乗っているのを見ながらという、そういうものがなかなか体験できる場所ではない。確かに私も、場所があればだからちょっと難しいのかなと思うんですが、根本的にやはり保護者にいかに自転車の協力をしてもらおうかというのが、まずそこを学校側で、アンケートじゃないんですけども、そういうものどういう思いなのかをした上で、今後、今の形で継続していくかどうか検討していただきたいと思うんですが、どうなんでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）議員おっしゃるように、適切な環境で子どもたちに体験をさせるということは非常に重要なことだというふうに、こちらも認識をしております。ただ一方で、

やはり保護者の御理解というところでいくと、年々難しくなっているという課題がある。そこをいかにクリアして、現状に近い形で継続していくかということの議論については当然していかないといけないというふうに思っております。その結果が、自動車学校を使うのか、それともグラウンドのほうで移動の機会を減らして、安全を確保した上で行うのかというふうな判断になってくるかというふうに思っておりますので、保護者の方への御協力も含めて、検討の課題として挙げさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）これは毎年行われて、4月、5月に自転車教室行われています。その課題を、要するに検討されるということですが、まず来年度になってくると、また保護者も替わってきますが、現在の3年生が4年になったらそういう自転車教室のことに関わってくるわけですから、学校側で現在の3年生に、4年になって自転車教室が開催される場合という、そういうのをやはり聞く機会を設ける必要性もあるんじゃないかと思うんですね。来年になって、すぐ貸出しが、貸してもらえなかったじゃなくて、やはり、もうこれは今言われたように、いろんな課題の中で検討していく事項ですから、早めにやはり、これは検討して保護者の意見を聞きながら結論を出したほうが良いと思うんですが、大体これはいつ頃までに出そうと思われませんか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）まず3年生だけを対象にということであれば、今後継続することについて、毎年議論していかないといけないという状況が出てくるかというふうに思っております。PTAのかたと学校のほうで協議を、スケジュールでいくと4月、5月にどうしても運用しないといけないということなので、年度内の回答は、当然、方向性としては必要だろうというふうに思っておりますので、この度の御意見を踏まえまして、学校長のほうと各学校のPTA等で協議する場を、御意見頂く場を設けて検討に入りたいというふうに思っております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）もし、協議の結果、各学校でということになりましたら、人材が不足しております。今、安芸地区交通安全協会で担当しているのは2人だけです。それと、あとは今、役場の方に信号機なんかを運んでいただいています。あとは、自動車学校の方です。ですから、そうなると、教職員等の、今も現在、引率されている教職員の方に手伝

ってもらっていますが、そういう人材のことも考えていただいて、ラインを引いたりとか踏切の場所を作ったりとか、そういうことも今度は考えた上で考慮しなければならないと思いますが、そここのところの人材的なものはどのようにお考えですか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）議論でまず方向を固めないと、それに対する人配であるとか課題については整理できないだろうというふうに思っております。学校で行う以上、教職員が協力しないことはございませんので。ただ、先ほどのボランティアで来ていただく方の人数を学校から呼び掛けて、例えば増やせとか、そんなことは多分難しいと思うんですよ。だから、学校で教育課程内でやることについては教職員は当然関わらないといけなくて、その中でできることを模索していくような協議にしていきたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）どの方向になるか分かりませんが、2点目の自転車を家から持ってきました、皆さんが子どもたちが乗っています、故意でなくて転んだりとかしたときに、ちょっと自転車が壊れたと、そういうことがあるので、親は貸したくないというのもあると思うんですよね。やはり、故意でない場合、1人の自転車を何人か乗るわけですから、うまい子もいれば、よろよろしている子もいます。その場合、やはりその修理代というんですか、修理に出したときに教育委員会のほうで故意でない場合は、提供していただいていますので、修理のほうは見ますよということはどうでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）公費を投じて物品を直すということについては、いわゆる物品登録等、公費で買ったものではないと基本的に予算を投入して修繕することは難しいと考えております。その議論も含めて方法論を検討していかないといけないというふうに考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）、そこがはっきりしないと、保護者のほうも、今、子どもの自転車でも四、五万しますので、やはり、不安になると思うんですよね。貸しました、壊れました、自分たちで修理費出さないといけない。だから、そここのところは十分に、先ほど回答が来ました、PTAのかたと学校協議の中のテーマの中に入れて、その部分もしっかり話し合いをしていただけるんでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）先ほどもお話をさせていただいておりますけども、まず、方法論を決めて、その後、課題を整理していくというふうなことでございます。自転車の修理のときはどうするかとか、人が足りない場合にはどうするかというのは、その次の議論であって、実施方法、例えば協議する場で話をする、それを年内に準備をしておけば、スケジュール的には間に合うというふうに考えておりますので、そちらも議題として、方法論が決まった後の協議の中で入れていきたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）その方法論を決めるのに、要は自転車を貸し出しました、壊れるようでは貸したくない、そういうほうに走るんじゃないんですか。方法論が出る前に、まず、そういう補償があって初めて方法論を出していくべきじゃないかと思うんですよ。方法論出しただけでは、それは多分、そうすると、例えばグラウンドでも自分の自転車を持ってくるわけですから、これはやっぱり教育の一環ですよ、自転車教室って。だから、執行部のこっこの町の財産じゃないから修理費は出されませんと言われますが、教育の一環としてそういうことが起こった場合には、やはり何らかの予算から、そんなに
出費するわけじゃないんですから、どうなんでしょう。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）教育の一環であるからというふうにおっしゃいましたけども、それを突き詰めて言えば、学習指導要領の中に自転車を乗らなければいけないという文言はないんですよ。となると、結果的に壊れるからやめようという話になってしまうと思うんです。だから、補償ありきで話をするのではなくて、続けられる方法を模索していこうということで今お話をさせていただいている部分がありますので、そちらを御理解いただいて、方法論として続けていけるものを基に協議をしていくというところで御理解いただけたらと思っております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）私は乗らないといけないということを言っているんじゃないんですよ。これは交通安全のルール、自転車に対しての交通安全ルールの勉強会を体験するという
ことなので、絶対、これ乗れない子もいます。以前、半分は乗れない子もいましたから。だから、この自転車教室をすることで、正しい自転車の乗り方、どういうところで一旦停止する、ここは気を付けなさいよという、そういうルールの勉強の場と思うんですよ。だから、乗れない子は押して歩いて、あっ、ここ止まる、ここは右左確認していく、車

の横はドアが途中で開くかも分からんから少し離れていく、そういう体験を通すという勉強なので、今おっしゃったように乗らないといけないということは私は言うておりません。ですから、乗らないといけないのではなくて、やはり、乗らないでも、自転車乗らない子が押して、そういう教室を体験することもあります。どうですか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）基本的に、やはり体験を通した交通安全指導というのはすごく大切なものだということは認識をしております。大江議員のおっしゃることは非常に理解ができて、続けて子どもたちに自動車学校で行わせることがいいことということも思っております。方向性としては同じなんです。そこは一緒なんです。ただ、継続するには課題があるので、そこを協議していきたいというようにお話をしているので、全てを否定して乗らないとか、修繕をしないとかということではなくて、続ける方法は何かということの議論を今後していきたいというふうに御理解いただけたら。決して、否定をするものではないので、同じ方向で考えていきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）では、年度内にPTAのかたと学校協議をして、今の課題、それから、方法論、それを今ここで、私が言っていますけど、この先、方向性についてということですが、まだ方向性については年度内にそれをある程度決めるということによろしいでしょうか。分かりました。これで終わります。

○議長（桑原）10番、宗像議員。

○10番（宗像）10番、宗像です。

最初に委託先の管理について質問します。保育所や児童クラブについては、認可保育所や民間業者に委託を行っていますが、現状の実態をどのように把握していますか。まず保育について。数年前に広島県の指導監査において、問題があると指摘されながら、問題を解決するどころか、逆に内部紛争を起こしていると話に聞いております。このことについて、町としてどのように関わり、どのような指導を行っておるのでしょうか。次に、児童クラブについては、特に南海田小学校区では定員がありながら児童のロッカーが定員に足りていない上、コロナ禍で密を避けるために3人掛けを2人掛けにするよう、町が決めたまでは良いが、机で部屋がいっぱいになるだけではなく、定員越えの利用が月に半分近くあり、机に3人掛けをしなければ入れない状況であります。このような状況を本当に把握しているのでしょうか。町長は子育てしやすいまちづくりを挙げて

いますが、このような状況で本当に子育てしやすいまちづくりと言えるのでしょうか。

次に、個人情報の管理についてお聞きします。振込に係る申請に関して、振込口座を記載しながら、通帳のコピーの添付を要求されていますが、コピーを添付することの必要性はいかがでしょうか。どんなことでしょうか。個人情報の管理からコピーを添付することについては問題があるのではないのでしょうか。以上、2点について質問いたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）宗像議員の質問に対して答弁いたします。

まず、保育所や児童クラブの民間事業者への委託についての質問でございますが、1点目の保育所につきましては、広島県が年に1回、児童福祉法に基づく保育行政等指導監査を実施し、町も監査に同席しております。その監査において指摘された事項は適切に改善され、これまでも適正な保育所の運営がなされております。更に、普段から保育所と頻繁に連絡を取り合い、連携し、状況把握に努めているところでございます。また法人等における内部紛争等につきましては、基本的には当事者間で解決されるべきと考えておりますので、保育所の運営に支障のない限り、町が関わることはありません。2点目の児童クラブにつきましては、入会者数の増加や設備の不足、また感染症対策を講じながらの受入れにより、運営に支障が生じていることは把握しております。議員御指摘の海田南小学校区児童クラブにつきましては、定員超過対策として、今年度から学校の余裕教室を通年利用できるようにいたしました。更に、余裕教室を利用することで、支援員が不足する場合には、新たに支援員を雇用していただけるよう、事業者をお願いしているところでございます。保育所や児童クラブの運営委託につきましては、今後も民間事業者と緊密に連携し、子育てしやすいまちづくりを進めてまいります。

続きまして、振込申請の際、通帳のコピーを添付させる必要性についての質問でございます。通帳のコピーを取るなどの個人情報の収集は事務遂行のために必要な場合に限り認められており、振込不能を防止して速やかに振込を行うために、本人の同意を得て通帳をコピーしているものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）まず、通帳のコピーを取る問題についてお聞きしたいと思います。わざわざ申請書に個人名義、個人番号、通帳番号、振込先、全てを記載しながら、あえてコピーを取る。今、町長の答弁の中にございましたけども、振込ミスを防ぐため、この防ぐためであっても個人情報を収集しているわけですよね。本人の意思で書く問題とコピー

一を取る問題とは全く違うような気がするんです。その点についていかがなんでしょうか。私も実際に振込申請手続を昔やっていた経験があります。ただし、個人情報の問題がありますからって、通帳を見せていただいて、その記載漏れがないことは確認はしていましたが、コピーまで取るようなことが本当に必要なんでしょうか、どうなんでしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）通帳のコピーにつきましては、振込の相手方が書いてくださったものが間違いであるというような場合もありますので、そちらについて本当に通帳の内容と口座番号が正しいかというところを確認させていただき、速やかにかつ円滑に振込を完了したいというところから、本人に御同意を得て収集させていただいておるものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）じゃ、逆に、実際に現場でやられているケースの場合、同意を取らずにコピーを取ります。それはないでしょう、まず。総務課長は、そういうふうにおっしゃってるが、実際に現場でそうになってない。個人情報とはどういうものか、本当にきちんと教育されているんですか。本来であれば、コピー付けさすんであれば、本人が書く必要ないわけでしょう。多分、これ、出納関係か財政関係のほうでやられているんじゃないかと思いますが、ミスがあったから写しを出せ、これは違うんじゃないんですか。二重でしょう。本人に書かす、点検する、なおかつ、コピーを取る、3種類までする必要はあるんですか、個人情報の収集のために。個人情報を収集するためにやってるとしか思えないんですよ。本来、コピーを出すべき案件じゃないですよ。コピーすべき案件じゃないと思いますが、どうなんでしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）やはり、口座番号をご本人様が間違われて、自分の口座番号の番号を間違えられたとかいうような事例もございまして、そちらのほうについてミスがないかというのを確認させていただくために、コピーを頂きまして、また、うちのほうも振込ミスが生じないように、二重の目で見えるようにして円滑に給付等の振込を行いたいというところからコピーを頂いておるものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）私、答弁するのを、総務課がする理由がよう分からん。本来であれば財政の関係でしょう。財政当局から、お金を振り込む先の者が答弁すべき案件じゃないん

ですか。それと、それならば、なぜ通帳を確認するような方法を取らないんですか。コピーを取る必要性について聞いてくるんですよ。ミスがある、本人が書きミスがあるかどうか、通帳を見せていただいて確認させてくださいということにすればいいんじゃないんですか。明らかにこれ、法の限度を超えた情報収集ですよ。チェックミスがあったからいちいちコピー取るんですか。大きな間違いと思いますが、どうなんですか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）申し訳ございません。繰返しになりますけれども、事務の適正を期するためにコピーを、本人の御同意を得た上でいただいております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）だから、何で総務課長答えるのか。本来は出納関係、お金の流れる、伝票が流れる関係の人間が答えるべき案件じゃないんですか。答弁するのがまず間違ってますか。逆に、本来取るべきじゃないものをコピーを取っているということは、きちんとしたこういう事例はこういうふうにあったからこうですから、申し訳ないんですが、やらせてくださいというのがお願いでしょう。ミスがあったから、コピーを全部取ります、これ、絶対間違っていますよ。再度、聞きます、どうなんですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）もちろん、不要な個人情報の収集というところで通帳のコピーをもらっているわけではございません。事務執行上、必要なものとして、必要な確認書類としていただいております。これにつきましては、法令、個人情報保護条例、海田町の条例でございますが、これに違反するものではないと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）だから、まず、何で総務課系が答えるんですか。必要なのは出納系列でしょう。企画部長、財政の関係ですよ、伝票の関係ですよ。なぜ、そちらの系列がまず答弁しないんですか。あなた方はどうでもいいんだ、総務部が言うけえやるんだと、そういう考えなんですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）今回の議員の御質問につきましては、個人情報の管理というところで問われておりますので、総務部のほうが総括しております。こちらのほうで回答させていただいております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）だから、個人情報の管理と言いながら、伝票に付けさせなければならない理由について答弁を求めているんですよ。書かせた上にコピーを取る。じゃ、どっちかにしなさいよ。コピーがあれば書かす必要ないじゃないですか。本来、そうでしょう。違いますか。書かせた上にコピーを取る、これが理解できないと言っているんです。両方するならどっちか一つにしなさいや。どうなんですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）まず、本人様が、申請者が振込をしていただきたいと思われる口座、こちらのほうはまず記載をされるんだろうと思うんですが、その口座について正しいかどうかを確認するためのコピーでございますので、必要なものだと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）だから、振込の意思だけを表せば、口座番号っていうのはそれで確認できるじゃないですか。二重の負担をかけるようなことをしていいんですかって聞いている。確認できるのに、振込の意思さえ出せばいいわけでしょう。それ以上の口座番号まで書かせる必要はあるんですか。何のためにほいじゃコピーを取るんですか。無駄な手間は本来は省くべきでしょう。それから、そのための手続きのこと、今、変えたんですよ。何で総務課が答えるんですか。手続きのことで確認しているんですよ。もう、個人情報、ちょっと外しましたけど、振込の問題です。だから、それについてそうしたらどうですかと言っているのに、なぜ総務課が答えるんですか。財政課長、どうなんですか。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）支払いの手続きのことに関しますと、支出命令、支出に当たって、コピーの添付は必要ございません。そのコピーの添付というのが申請給付の手続き上、必要なものというところがございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）ちょっとおかしいんじゃない、今の話聞くと。総務課長と合わない、必要ない。片方は、間違えたらいけんけえ取るんじゃ。もうちょっと話を詰めた上で、また、今度聞きますから、これ以上聞いても答えは一緒でしょうから。おかしい、答弁が。私、もう質問してませんよ。その分については、しっかりと内部で協議して、住民に負担、無駄のないようなやり方をきちんとしてください。

最初のほうの質問でございます。まず、児童クラブの問題、これについては、私、実際に、海田小学校区については行っていませんが、3校区とも回ってみました。西と南、

申し訳ないがひどい。私が行ったときに定員、南なんか100人のところ、100人は来られてない、子どもがね。テーブルに座ったのは2人ずつ、確かに一部は座っている。奥のほう、3人掛けしないと座れない、勉強ができない。あなた方はその現状を、実際に現場を見たんですか。町長もあなたも見に行っただんですか。子育てしやすいまちづくりとおっしゃっている。現場、実際見たんですか。海田西小学校、子どもが座ったら、もう、スペースが全くない。本来であれば、遊戯する場が要りますよね。その場所が取れてない。特に西の児童クラブでは、トイレが一つしかない。こんな状況で、子どもたちがきちんと児童クラブに通っていい子に育ちますか、どうなんですか。それを実際にあなた方は現場を見たことがあるかどうか、まず、それについて御答弁ください。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（新藤） 現場につきましては、そんな頻繁にはございませんが、出向いて見たことはございます。また、西小のトイレについても壊れていることを確認しております。

○議長（桑原） 宗像議員。

○10番（宗像） ということは、2人掛けにしなさいとあって、密になるから、コロナ禍で2人掛けしないなら3人掛けというのを確認されているんですね。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（新藤） 実際に行って、3人掛けを確認したわけではございませんが、支援員さんの話からはそういうふうに聞いております。

○議長（桑原） 宗像議員。

○10番（宗像） 2人掛けにしろと指示を出して、机が足りないからよそから借りてきた、これはまだいいです。じゃ、実際にはそれがきちんと座れているのかどうか、それは担当者として指示を出した以上、現場を確認すべき案件だと思うんですが、それを完全にされてないということ。ただ見て、ぱっと、大丈夫だ、帰った、終わったで帰られたというふうに理解していいんですね。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（新藤） 実際、私も見たときは3人掛けは確認はしていないんですけども、担当者のほうが業者、業者のほうから支援員のほうに確認をしております。

○議長（桑原） 宗像議員。

○10番（宗像） 私が言ってるのは業者の確認をせえと言っているんじゃない。あなた方

が委託をしている以上、委託状況がどうなっているか、自分らの目で確認をして現状を把握したのですかねと、さっきから何回もお聞きしとるんですが、答えてくれそうにもないので、確認してないものと判断させてもらいますけども、民生部長、昔、東小の児童クラブでさ、まだ直営のときに、福祉保健部長、失礼しました福祉保健部長がまだ子ども課長の時代に、東小の児童クラブに行かれて、子どもたちが床に座っている、これまずいよ。だから、畳を敷きましょうって提案されて議会に上げられたことがありますよね、工事費を。今、それをなさってないということで理解できるんですが、どうなんですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）海田南児童クラブ、それから海田西児童クラブにおいて、定員を超過しているというところを御指摘いただいていると思います。南児童クラブの、今言っていたいた机に3人掛けだったり、2人掛けだったりという状況については、担当者も直に行ったりして、確認はしているというふうに聞いています。ただ、その細かいところ、連携を密にとるところは日々させているつもりではございますが、今、町長答弁にもございましたように、新しく南小の余裕教室を借りて対応させているところがございます。確かに時間によっては3人掛けの時間もございます。ただ、子どもたちの帰る時間もそれぞれ違いますので、その工夫であるとか、遊ぶ時間については机を外して空間を作ったりしながら、その現場の中で適正に皆さんお過ごしいただけるように、町としても業者と一緒に対応させていただいているところでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）空き教室を使っている。それで確かに、僕が行ったときには定員オーバーしていませんでしたよ。その状態でも3人掛けしないと勉強ができない。だから、空き教室使えばいい、空き教室行くときに、職員を半分にしなきゃならないですね。当然、それならば、問題がある子という言葉が適切かどうか分かりませんが、そういう子が入っている、おられる。それに対しても配慮、実際にされているのか。僕が一番一つ、今さら、これをしろ、あれをしろということは難しいと思います。ただ、どうしてもやっていただきたいというのは、四半期に一度でもいいですが、業者と話をするのはなくて、現場の責任者の声を確実に聞いていく、その場を持っていただきたい。そうすれば、そういうことが、ある程度、素早い現場の情報が入ってくる。業者を通じれば、業者はどっちにしろ委託を切られてほしくないから、いいことしか言葉は返ってこんよ

うな気がする。だから、確実な、例えば認可保育所だったら、園長会議なんか開いているような情報を仕入れてくるわけでしょ。業者との、特にこういうふうに委託して、子どもたちの問題ですから、現場をしっかりと把握する、こういう問題をしっかりとやっていただきたい。そのためには、これはあくまでも僕からの提案、これは費用が問題じゃございませんので、できれば四半期、最低限四半期、できれば毎月やっていただければいいんですが、四半期に一度でもいいですから、きちんとした現場の生の声を聞ける場を作ってやっていただきたい。いかがでしょう。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）町内児童クラブの事業につきましては、プロポーザルにより業者を選定して、適正に委託をさせていただいているところでございます。委託事業者におきましても、頻繁に支援員のほうと連携して会議を持つなどしているというふうに報告を受けております。議員御指摘のような点があるのであれば、町もしっかりと対応させていただいておりますので、町といたしましては適正な運営になるよう、業者とまずは密に連携をした上で、支援員との会議が必要であれば、回数はまた業者と協議をしながら、会議の回数を決めていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）一番大事なのが現場の生の声。業者を通すと、業者はプロポーザルで委託の関係で、どちらにしろ、今されているのは文書なり、業者からしか聞かず、そこに支援員らが一緒におった中で聞いとる話じゃないと思われまますので、その辺については、できるだけ現場の生の声が自分たちの耳に入ってくるような体制を取っていただきたい。続いて最後に、保育所の問題、まず町長の答弁では、内部抗争の問題、だから町は関与すべきじゃないとおっしゃられている。確かに内部抗争、内部の問題だと思う。しかしながら、たまたま僕は、何年か前から耳に入ってきていましたけども、もともとはこの問題が起こるきっかけは何だったんです。これは内部の問題じゃない問題で問題が起こるとははずなんです、それについてその経緯について説明してください。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）まず、議員御指摘の部分につきましては、法人間の中の内部紛争でございますので、法人の中で基本的には解決されるべきというふうに考えております。答弁の繰返しになりますが、現時点では保育所の運営に支障がございませんので、町といたしましては関わっておりません。以上でございます。

- 議長（桑原）原因の問題は町にあるのじゃないかという話だったんですが、その答弁がない。福祉保健部長。
- 福祉保健部長（森川）原因となった事項につきましても、広島県において、町も中には入りましたけれども、解決に向けて、指導監査を終えておられます。現在におきましては、保育の運営に支障がございませんので、町としては関わることはありません。
- 議長（桑原）宗像議員。
- 10番（宗像）今、事故とおっしゃられましたね。その事故は何ですか。
- 議長（桑原）福祉保健部長。
- 福祉保健部長（森川）すいません、発声が悪かったんです。事項が、事項です。関与する事項がということで、事故ではありません。
- 議長（桑原）宗像議員。
- 10番（宗像）ちょっと話が違うんじゃないですか。内部抗争の問題だけじゃない、その起こるきっかけとなった事件があったはずですよ。当然、これ、監査で指摘されとる案件だと思うんですが、その事件は何だったんですか。町、委託料を何千万も出しながら、全くそういうことを把握してないんですか。まして、これ確かに内部抗争の問題。しかしながら、こういう問題が委託先で起こっていますという報告はなぜしないんですか。あれはよその問題だから関係ないや、委託料を出して、そこに子どもを処置しているんですよ。内部抗争が子どもに全く影響ありません。当然、内部抗争が起こればあれでしょう、子どもに影響出るでしょう。何千万も委託料出しながら、何の報告もしてない。おかしいんじゃないんですか。
- 議長（桑原）福祉保健部長。
- 福祉保健部長（森川）議員の御質問の中に、内部紛争という内容があったので内部紛争等という表現をさせていただいておりますが、法人間の紛争であって、法人の中の内部紛争は起こっておりませんので、御理解ください。
- 議長（桑原）宗像議員。
- 10番（宗像）ということは、役場の、今の福祉保健部長の話では、その内部抗争の中身を、事情は知っているというふうな言葉にしか取れないんですが。だから、それは今、内部抗争の問題じゃけ、あなたが話ができないというんならそれはそれで結構です。結構ですが、事実知っているんですね。
- 議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）法人の判断で、法人から御質問があった内容については承知しております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）それについて話せないというのなら、私もそれ以上詳しいことは聞きようがないので、話す気もないでしょうから聞きませんが、まずしょっぱなにこの問題が起こるきっかけの事件について、私は耳に入っております。それすらもあなた方は掌握してないんですか。その事件とは何かといたら、子どもに対する事件でしょう。大事なことを全く把握されてないんですか。

○議長（桑原）お答えできませんか。福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）各法人の中で保育事業に関して事件や事故があった場合については、各保育所のほうから報告が上がることになっております。ですので、そういう事故があった場合については、本町として保育事業に関わるものについては把握をしております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）これ、事故というより事件でしょう。海田警察にも出とる案件でしょう。何でそういうのを把握してないんですか。僕はそのような話を、これ100パーセント事実かどうか言い切れませんが、そういう話をきちっと確認、僕の知っている範囲では確認できた、そこから発端が始まっているというふうに聞いております。そういう問題がありながら、全くと、だからその事実について今日は確認するだけで終わろうと思ったんですが、その事実さえもあなた方は確認されてないというふうに理解していいんですね。さっきの児童クラブの問題と、結果、一緒じゃないですか。あれは委託しとるんだから、私らに関係ないです、あっここでやってください、けんかなら内部でけんかしてください、それしか今、言葉にしか聞こえないんですよ。もう少し真剣に子どもたちをあなた方は処置して。委託料を払っているわけです。しっかりと情報収集して、しっかりとどのようなことをされているかというのを把握する必要があるんじゃないですか。どうなんですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）保育の実施の責任は本町にございますので、保育の事業の中でそのような事件や事故があった場合については、各保育所等から必ず本町に、こども課のほうに連絡があることになっておりますので、そのような事案については町のほうでは

把握をしております。それに対応して、必要があれば県等とも相談しながら、本町として対応しているところでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）今、その、部長が把握されているというふうに言われましたが、その事件の中身は公開したらいけん問題ですか。それは逆に言うたら、こういうことがありましたで、報告すべき案件じゃないんですか、我々に対して。どこの何かというのは、僕、いまだに特定はしていませんけど、そういう事実があったことを認識されているわけですね。今言われましたよね、報告がありましたと。だから、僕はその事件、内部抗争のこと、あるいううわさは聞いていますけど、そのことを聞いとるんじゃないですよ。それについて答えられない、そっちの問題だいうのであれば、まず最初に起こったその起こるきっかけになった事件はなんですか。その事件御存じですよと聞いたら、知りません言いながら、今、報告が上がっていますと言われましたが、どうなんですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）先ほど議員のほうがりませんと言ったと言われましたけど、私はそのようには答弁しているつもりはございません。各事業者において保育事業で問題や事件や事故があった場合は必ず町のほうに報告があることになっていますので、それについては把握をしております。ただ、それを公表するかどうかについては、これは一法人だけではなく全体のことになりますが、個人が特定されたり、その方の人権もございいますので、その辺りを考慮しながら公表するのか公表しないかについては、県とも協議しながら決定しているものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）でも、それは我々にとっても大事な問題ですよ。だから、それはある部分、隠されたというふうに理解していいんですね。そう取らざるを得ないですよ。今報告してください、だから、こういうことが、細かいことについては分からないので、何か事件があったという、その事件がきっかけで紛争が起こり始めたという話は聞きましたので、その最初の事件が何ですか。最初はその事件は把握していませんと言われて、途中から報告を受けています。報告を受けてます、受けてますと言いながら、事件があったと言われなくて、今やっと初めて言われましたよね。これ、警察に届けを出した案件ですか、ないんですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）先ほども申しましたように、各保育所からそのような事案が上がってきた場合は、町のほうに報告が上がるようになっておりますので、本町としては把握をしているところでございます。議員御指摘のような細かいところにつきましては、先ほども申しあげましたように、個人であるとかその事案について、やはり個人情報等もでございますので、この場で答弁することは控えさせていただきます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）いいですか、僕が確認しているのは、だから、それについては個人情報の関係あるというのは認めます。先ほどももう総務部長、個人情報がどうのこうのって随分言われましたので、総務課長も。それを認めます。ただし、もし警察に被害届が出ている案件とそうでなかった場合とは大きな違いが出ますよ。当然、被害届がもし出ているのであれば、我々に対して報告すべき案件じゃないんですか。だから、被害届が出てないと解釈していいんですね。被害届が出てるのに我々に黙っとくいうたら大ごとですよ。町長、こういう事実は御存じなんですか。知らないなら知らないで結構です。子育てしやすいまちづくりと言いながら、どこにも報告がされてない。当然、こういうことがありました、最低限そのぐらいの報告はすべきだと思うんですが、内部にかまえないというんならそれは仕方ない、内部でやってくださいというたらそれは仕方ないと思う。内部抗争と判断する。しかし、そういうところで子どもを預けなければ、処置しなければならぬ親たちの思い、それはどうなんですか。町長、この事実、御存じでしたか。

○福祉保健部長（森川）議長。

○議長（桑原）町長、教えてください。町長。

○10番（宗像）イエスかノーで結構です。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）先ほども答弁いたしておりますように、各保育所等からそのような事案がありましたら、必ず町のほうに報告をいただくことになっております。いただいた場合につきましては、こども課のほうで受理をいたしまして、町長のほうに報告をしておりますので、そのような事案があった場合については町としては把握をしているところでございます。その公表に当たりましては、県やその法人としっかりと協議をした上で、適正に議会のほうにも報告をするべきものはしないといけないというふうを考えておりますし、これまでもそのようにしてまいりました。今後もしっかりと保育所等

と連携しながら、安全な保育をしっかりと継続できるように本町として取り組んでまいります。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）それは分かる、否定してない。ただ、事件性があつたかどうかによって変わってくるんじゃないんですか、事件性はなかったんですね、そう理解しますよ。もしこれが違っていたら、あなた、責任を取りなさいよ。事件性がある問題と事件性のない問題とは全然レベルが違うでしょう。その問題をしっかり把握してくださいと言っているんです。報告すべきものを報告しなさいと言っているだけです。あまり言ってももうどうせ答えてはくれるんでしょから。最後に、町長、こういうところがある、それに対して町長はそういう現状を認識されているかどうか、イエスカノーで御答弁ください。それだけで、私やめますから。

○議長（桑原）町長、答えられませんか。町長に質問してらっしゃる。はい、町長。

○町長（西田）保育事業に関しては、広島県の監督の中に事業を行っておる問題でございますので、広島県のほうに、そういった事案がもしあれば、そういった形の報告は上がっていくというふうに理解しています。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）あのさ、お金は私らが出してるんですよ。うちの予算で。広島県が確かに認可する。広島県がうちに保育委託料を放り込む、それを支払うのはうちですよ。我々が議決して、予算を決めて、予算を出すんですよ。保育所の処置、広島県がするんですか。副町長、処置権限は海田町が持つとるはずですよ。広島県がこの子を、保育所に行きなさい、この保育所にしなさいって処置するのは誰がするんですか。海田町ですよ。広島県がするわけないですよ。ただ、広島県は補助金を出しとる関係だけで監査するだけの話でしょう。事務が適正に行われてるか。本来、海田町もしなきゃならぬのを、海田町は、一緒に合わせて、そこで現場にそばにくっついて、広島県がやる、もう間違いないな、オーケーオーケーいうていう。海田町もしなきゃならぬのですからね、お金を出している以上は。そういう意味できちんとそういうのを町長として認識されているかどうか、私んところには情報入っていませんなら、それはそれで結構ですよ。そのイエスカノーかを教えてくださいと言っているだけです。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）繰返し答弁になりますが、そういった保育事業に関しての監査においては、

て、それなりの指導を行って、指導してください。終わります。

○議長（桑原） 暫時休憩します。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 11時42分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。一般質問を続行します。14番、前田議員。

○14番（前田） 14番、前田です。

まず最初にコロナ対策ということでお尋ねいたしますが、町長の行政報告の中、いろいろありましたので多くは言いませんが、家庭内隔離というか、発症者の隔離を借家か何かを準備して、家庭内隔離じゃなくして、町独自の対策を考えないかと、ということでお尋ねをいたします。そのほかワクチン接種についても尋ねておりますが、行政報告の中で既に3回目接種が61点何パーセントであったかな、忘れましたが、ということなので、併せて、ついでに4回目対応、これについてどのように考えておられるか尋ねてみたいと思います。以上です。

次に、町道137号のということで何回かお尋ねしております。これが先に出合橋から上流五、六百メートルに合わせて、当初、6,000万円の設計予算で縦断設計をされたわけではありますが、いざ工事発注ということになると、高岸1号橋、あるいは含めた5橋全てを含めて5,600万円の工事費で縦断設計をしたものと思われませんが、高岸1号橋発注当初、私の記憶では厚み20センチであったものが施工時には60センチになっておる。いわゆる設計変更をしておる。当初、縦断設計含めて何であったのかということでお尋ねをしたいと思います。更には、その後、仮設道路、1者見積りだった1,600万円工事が随契で行われとった。下岡議員の質問の中でもありましたが、過当な競争を防ぐために1者で見積りをした。分かったような分からんような話ですが、1,600万円の工事も1者で随契というのは不明瞭ではないか。これを尋ねてみたい。併せて、これの工事に関する仮設道路が既に造られておるものが150メートルぐらい、これが1,500万円で行われた。この度の工事で60メートル、人しか歩かない、人間が、僅か五、六人の人が歩くだけの仮設道路、延長60メートル、これが1,600万円、随契であると。これの根拠というか、詳しい説明をお願いします。更には、この工事に含めて、高岸1号橋であります

が、官民界の設定ということで、町が、官民界の変更申入れをしておる。これはどういうことなのか、その実態、町長、把握しとるのかどうか。どういうことでそのようなことが行われたか。これの説明を願いたい。その境界の変更、町が申し出とるために、県が行う砂防工事が遅れるんじゃないか。要するに、官民界の確定が行われぬ、そのために工事ができぬと。下岡議員の、これも質問の中にあつた。建設部の答弁でも、個別の案件にはお答えできませんと言うておる。町の公共工事やるのに官民界の設計なしでどうやって工事を進めるん。そしたら、挙げ句の果てが、県がやる工事だから県が対応します。高岸1号橋は本町の工事にもかかわらず県がやりますから知りませんいうて。これはどういうことなのか、この辺を分かりやすく説明をお願いしたい。以上であります。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）前田議員の質問に答弁いたします。

まず、コロナ対応についての質問でございますが、1点目については、療養の調整は本町を管轄している県の保健所の業務であり、町独自で臨時の隔離施設を開設することは困難です。現在、ホテル療養は6月1日時点で利用率が20.0パーセントと、空きに余裕があり、希望があればどなたでも利用が可能な状況でございます。2点目については、県の保健所が希望者に対し、療養期間中の食品や衛生用品を詰め合わせた自宅療養セットを配布しており、現時点で町独自の食事の出前は考えておりません。3点目については、3回目の接種状況は、6月6日時点で、65歳以上の高齢者は接種者数6,544人、接種率90.2パーセント、全体では1万7,697人、接種率61.3パーセントとなっております。4回目の接種につきましては、3回目の接種から5か月を経過した60歳以上の方などに、早い方で6月から接種を開始しています。

続きまして、町道137号線についてですが、町道137号線については平成30年7月豪雨災害後、県と協議の上、再度災害の防止の観点からインフラ強靱化の事業として、全体設計を策定したもので、縦断設計についてもこの中で検討をしております。工事発注後、地下埋設物や土質の状況を事前に確認するため、試験掘りなどを行った結果、当初計画では一部構造物の安全性が確保ができないことが判明したため、かさ上げ道路部分の構造物の形状変更を行っておりますが、高岸1号橋及び縦断設計については当初設計から大きな変更はございません。また、議会への報告については、変更内容が決定し、変更契約が終わった直近の本年5月の総務建設委員会で報告させていただいておりますが、

6月に再度、同委員会で詳細な説明をさせていただく予定としております。また、仮設道路設置工事を1者の随意契約にした理由につきましては、同工事が隣接する西ノ谷川支川改修工事と密接に関係していることから、同現場で既に契約履行中の施工者に履行させることにより、履行までの期間の短縮が図れるなど、有利と認められるためでございます。なお、今回発注した工事費の積算には設置撤去及び仮駐車場や仮設道路の借地料などを積み上げて算定しておりますが、他の場所ではこうした工事費や借地料などを含まない場合もあることから、それぞれの現場条件により工事費は異なります。また、県工事に関連した官民境界については地権者との個別な案件であるため、この場での答弁は差し控えさせていただきます。また、県の砂防えん堤工事との関係については、工事スケジュールに遅れが出ないように、今後も引き続き県と連携を図り、早期整備に協力してまいります。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）再質問をさせていただきますが、コロナのほう、深くは言おうとは思いませんが、町独自の隔離、保養施設みたいなものは考えないと。ホテルか県の施設が20パーセントぐらいで余裕があるんだと。よう分からんけども、町が町内放送で発熱者の外出はやめまじょうとかいうような町内放送もしとるんだが、これぐらいではほかの感染症と違って、コロナの撲滅というか、できんのじゃないか。だから、町独自で県の補助でつくった車、隔離車もあるわけですが、貸出しをして、本町が関与しないということだから、いつまでたっても町のコロナは減らんんじゃないか。だから、独自施策としてやらないかと言うておるので、深くは言おうとは思わんけども、もう一考する考えはないか、改めて尋ねてみたい。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）町長答弁の繰返しにはなるんですけども、療養の調整というのが県の保健所の業務となっております。現在、ホテル療養等も空きがあつて、県のほうがきっちりと対応されておりますので、町としましては感染対策を住民の皆さんに注意喚起をしっかりと徹底していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）他力本願で、町としてはやる気がないというんだから、それ以上のことは、やる気のないものを言ってもしょうがないが、やはり、多いときには20人、30人も発症者があるわけだから、何とかして、町長がいつも言う、安全・安心のまちか住みや

すいまちか知らんけども、答弁は要りませんが、努力する必要があるんじゃないか、こういうふうな考えを変えてくれということのお願いで終わりますが。

137号、これは何か分からんけども、まず最初にお尋ねしますが、当初、6,000万予算、これも言いましたようにね、実際は5,600万ぐらいやったかな。縦断設計をしておる。先ほどもちょっと言いましたが、この5,600万の中にいわゆる5橋、出合橋、あるいは今言うた高岸1号橋、その他の里道含めて、少なくとも私の認識では5橋、当然、それに絡めて道路の工程、縦断があると思うんですが、その設計でなかったのか、どうだったのか。5,600万、何の設計であったか。まず、これをお尋ねします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）設計につきましては、今の出合橋及び137号線沿いの設計でございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）そういうことで、出合橋、その他が入ると。入って、先ほどもちょっと言いましたが、高岸1号橋、当初設計、私らのほうに報告があった図面はコンクリの厚みが20センチ。ところが、実際、入札したときの図面が、今言いましたように、コンクリの厚みが20センチ、ほかの詳しいことは言いません。そして、実際に、工事、施工になったとき、そのときの図面のコンクリの厚みが60センチ。既に、昨年12月に4,300万だったかな、ということで、高岸1号橋、契約しておる。その後20センチのコンクリの橋が60センチになつとる。これ、金額同じでできるんかどうか、なぜ変わったのか、今言う、最初の5,600万円の中にこの橋の設計が入っておる、途中でこれ変わっておる、60センチ、20センチのものがね。どういうことか、まず、これを聞きたい。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）今、議員さんが言われる20とか60とかいう話であります。まず、昨年入札不調になる前の令和3年10月19日開催、総務建設委員会、今、こちらの資料がございまして、あのときのボックスの、高岸1号橋はボックス形式で造るという話をその常任委員会で説明をさせていただいております。そのときのボックスの上のボックスの厚みは500、50センチで、そのときに説明をさせていただいております。20センチとかいうのはどの時点でどういった説明か分かりませんが、いずれにしろ常任委員会、正式な委員会で発注前に図面をもって説明のほうはさせていただいております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）コンクリの厚みが20センチ、50センチか、若干の差異はあるようですが、それはそれでいい。実際は現施工をしておる図面が60センチになっておる。この差異は何なのか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）どこの部分の厚みをもって600と言われておるかによって、ちょっと違うとは思いますが、基本的に橋りょうとして扱うところのボックス形式は500で、設計のほうは考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）なぜか寸法は合わんのじゃけども、それは詳しいことはまた後日どっかで尋ねにゃならんと思うが、例えば、今回、昨日、下岡議員からも出ておりましたように、高岸1号橋が約1メートルほど高くなるということですり付け道路、これも今も言いましたように、縦断設計も入っとるんじゃないかと、入っとります。そのときの設計が元の道路の上に継ぎ足し、こういうふうな設計になる。ところが、実際、施工しておるのは全部撤去して下から造り変えとる。だから、最初から言うように、当初の5,600、これの設計は何じゃったんかいう。それで、途中でまたその道路、かさ上げの設計を別個発注しとる、600万とか700万。いろいろ下水やら、何とかいうて、言い訳はされるんじゃないけども、それでここでは地質調査とか、調査した結果、強度がもてないとか、だから、当初の設計は何であったかと言うとる。その辺の詳しい説明がない。再度、お願いしたい。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）当初、発注した11月の時点におきましては、議員さんおっしゃられるように、既設の護岸に構造物を、上に構造物を造って、道路の高さを上げるもので発注しておりました。受注した業者によって、現地、護岸の背面等の試験掘りをして確認したところ、その状態がよくない、このままこの上に載せることは安全上好ましくないと判断いたしまして、下からの造り変えに設計変更をしたものでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）その意味が分からんと言うとるんです。当初、5,600万かけて縦断設計したんですよ、総延長、五、六百メートル。当然、そのときに土質調査、そこらのものはやっとするはずなんよ。で、継ぎ足しとか、かさ上げでもてますよという設計をしたわけよ。で、5,600万円払った。だから、そのことがどうこう言うとるんじゃない。

それが没になって、実際の施工が当初設計と違うということを言うとのわけ。だから、当初設計が無駄じゃないのかと言うとののに、ちょっとその辺の答弁、私にははっきり聞こえてこんのですが、そこをもうちょっと詳しく説明してください。要するに、途中で変わったというその理由、その辺、説明願いたい。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）当初、発注した時点では、発注者としてもこれが一番いいだろうということで、県と協議をして施工をする予定でございましたが、現地の状況、先ほど説明させていただきましたように、確認したところ、これでは安全性が確保できないということが判明しましたので、こちらを変更、設計の変更を、コンサルタント、設計事務所のほうと協力していただいて、県と協議し、安全なもので施工できるように変更したものでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）さっぱり分からんが、設計変更して、最初に設計、そういうことが必要だから、今言うたように、設計をやつとるわけ。何ぼ言うとしてもその辺が合わんのじゃけど、町長、情けないがの、5,600万もかけたものの設計をやり替えにゃならん。おかしいじゃないか、それ、どうなんか、ここにも書いとる。変更内容が決定したということで、総務建設委員会で報告させていただいておりますが、再度、6月に詳細説明しますと、こういう説明をしとる。だから、設計が間違うとりましたよと、はっきり認めとるわけよ。だから、5,600万もかけて何をやったんかいうて言うとのんじゃけど。何ぼ言っても切りがないけえね。もうちょっとこれしっかり、指揮者として監督せにゃいかん。2枚目か3枚目か、これははっきり書いとるじゃろ。再度、6月に説明します。ほんで、さっきも言うた仮設道路、1者による随契、何か知らんけども、西ノ谷川支川改修工事と現場が近いか何か知らんけども、1者と随契でやりますと。それはそれで節約になるのかも分からんが、いろいろ駐車場があるじゃら、訳の分からん説明しておるのか、僅か五、六名の人が歩くだけの総延長60メートルというのは足らん、歩行者用道路が、厳格には1,595万5,000円、略して1,600万円と言うとのんけどね。60メートルが1,600万円ですよ。車道、通る、離合できる幅の2年も3年も使う道路、これが約百五、六十メートルが1,500万円。工事期間を含めた7か月の仮設道路1,600万円。これが簡単に、はい、そうですかというて聞けるかどうか。人が五、六人歩くだけの60メートル道路が1,600万、車が離合する、2年も3年も使う道路が1,500万円、総延長150メーター。こ

れの詳しい説明をしてくれ言うとする。ところが、これの説明は、仮駐車場、昨日の下岡議員の質問では、1,000平米の駐車場を整備すると、こういう答弁をされとるんですよね。1,000平米、何台分の仮駐車場、7か月ですよ、全部工期を入れても。この辺の説明が足らんとする。それから、設置、撤去、それを積み上げた結果、ほいじゃったら、150メートルの撤去、設置費、撤去要らんのか、要るんだらう。これも仮設道路なんですよ。その数値が合わない言うとする、150メートルが1,500万円、60メートルが1,600万円。しかも、人が歩くだけの。その構造からどういうふうになんて数字が出てくるのか、それを説明してくれと言うとするんだけど、その説明がはっきり分かん。ここでは、設置、撤去及び仮駐車場、こういうものが要るからそうなりましてと。150メートルの車道でも、借りとるいうか借地料なんです。60メートルも借地、どこも違わん。借地が同じ、違うのが、車が走るか走らんか、総延長が違う。そして、短いほうが金額高くて、大きいほうが金額が安い。それが合わんから説明してくれと言うとする。どうなんかその辺。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）まず、最初に施工しました迂回路、舗装してある迂回路のほうでございまして、こちらは迂回路を造る工事、盛土であるとか舗装の工事だけでございまして、この度、1,600万円のほうの工事でございますが、仮設道路、こちらにつきましては、道路を造る費用、そして、復旧する費用に借地料が主なものでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）よう分かん、再度説明願いたい。今言いましたようにね、盛土をする何するいうても、同じことをしとるわけよ。車が通るところもの。人間が歩くところも。人が歩くところは、人間が歩くだけのところは道が狭い。距離も60メートルしかない。車が通るところは150メートルもあって、2年も3年も使ういうとする。人が歩くところは全部入れても7か月だよというとする。どうしてこんなに、それも全部今言うたように、どっちも借地、どっちも仮設だから撤去費用も要りますよ。150メートル撤去するんと60メートル撤去するんと、どっちが費用が余計かかるん。60メートルのほうの方がよいかかかると。あり得ん話じゃないか。だから、例えば、その盛土のボリューム、150メートルは何立米、60メートルは何立米、当然、盛ったら撤去も同じはず。そこらの説明を願いたい。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田） すいません。私の説明が不十分だったようなんですけど、まず、仮設道路、最初に造られてある迂回路工につきましては、借地料と復旧する費用、こちらは入っておりません。それに対して、この度造る仮設道路のほうには借地料と復旧する費用、こちらが含まれております。この辺の差がございます。

○議長（桑原） 前田議員。

○14番（前田） 何ぼ言うてもその場限りで逃れよう、言い訳、ね。借地料が最初の仮道、150メートル入っていない。そういうその説明をしちやいかんだろう。これ、議長もはっきり確認してほしいと思う。年契約でやったんじゃないのか。借地料ない、無償借用なのか、ちょっとその辺の、まず確認をちょっと、通告にはありませんがね、最初の150メートルの道路は無償貸与、後の60メートルのところだけは、じゃ、平米何ぼ。60メートル、全部借ったとしてもそのまま計算して2メートル道路としても120平米だよ。この辺の単価含めて説明してほしい。

○議長（桑原） 質問事項はちょっと書いて答弁漏れのないようにしてください。建設部長。

○建設部長（久保田） 御質問は、仮設道路の工事費の額が、距離が短いのにほぼ同じぐらいだという御質問だったと思います。これに対して、今、我々のほうが御説明させていただいておるのは、前の車が通るところの工事費、よろしいですか、工事費の中には、借地料と、あと、撤去、復旧のお金は入っておりません。もう一方の、今回造った仮設道路については、工事費の中にそれらが全部入っております。何で最初のところが入っていないかと言いますと、複数年かかることが予想されておりますので、借地料は別にお支払いをしております、工事費とは別に。それと、撤去して復旧して現況復旧するときには、その時点でまた必要な金額を積算いたしまして、予算計上いたしまして、工事のほうはさせていただきます。ですから、工事費の中に含まれるものが違いますということがございます。それらの、含まれてない部分については借地料は別にちゃんとお支払いもしております。以上です。

○議長（桑原） 前田議員。

○14番（前田） 何とかごまかされたような、訳の分からんような。あとになって、あの銭にこの銭、訳の分からん費用、昨日もあった。当初何とかかんとかで1億5,000万ぐらいだった。ほんで、あれこれ足し算したら2億出るんじゃないか。そういうでたらめな工事をしとるわけよの、町長。当初が1億5,000万ぐらいあったらできるじゃろういう、こういう。それが2億も2億2,000万もかかるであろうと。誰が金を出すんかいの、

そんな。いいかげんなことをしとるわけよ。ほんで、さっきも言うたように、話は飛ぶが、県工事に関連して、地権者との個別案件だから答弁はできません言うとるんよの。ところが、これ、言いますよ。2月28日に官民、仮測定をやつとるわけよの。ここでいいですいうて。町と民と県の河川課か3者が合同で境界ここでいいですいうて決めとる。にもかかわらず、わしの確認した日にちでは4月6日になって、実際はもっと早い、3月の何日頃か。町長、知つとるんか知らんか、これ、町長、直々に聞きたい。官民界の変更申入れしとるんだ、海田町が。これはどういう理由による。まず、町長、承知しとるか、知らないかということ。今日もいろいろ出ておったが、イエス、ノーで答えてくれ。簡単にイエス、ノーでいい。それで、併せて、そういう海田町の申入れはどういう理由か、ちょっとこの2点を聞いてみたい。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）今、御質問の案件については、私、現場サイドの責任者でございます。町長は、最終的には責任者かもしれませんが、私が現場を預かっておる最終責任者でございます。今、具体的に官民境界の立会の話が出ましたが、これ、第一答弁でも答弁させていただいておりますように、個別の案件については答弁は差し控えさせていただきたいと述べております。理由は、訴訟に発展する可能性が強いからです。今、直接、当事者からの御質問でございますので、この場では、そういったことは、今から発展しそうなことが十分考えられますので、この場での答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）訴訟に発展するかも分からんと言うんよの。それ、せんかも分からん、するかも分からん。ほいでも、町長、ここで言うとるんよ。県工事に支障が出ますつての。ほんで、出んように頑張りますと言うとるんよの。ほんじゃが、官民界が確定せんことには工事は進まんと思うんよ。その境界が違うと言うとるのが、海田町が言うとる。たまたま今回、決めましょうというポイントが、3点、県と海田町と民と3者境界なん。2月28日に一旦は双方いいですよと言うとる。だから、町長、知つとるのか、知らんのかいうて聞いとるんよ。その境界にクレームを付けておるのが海田町なんよ。ほいで県の工事に支障がないように頑張ります言うとる。海田町が境界が違います言うたら、前に行かんじゃろ。県もいいです、民もいいです言うとるんよ。海田町はどうするん。で、県の支障ないようにします。だから、イエス、ノー、町長言うてくれというのが、ないんよ。建設部長が訳の分からんような、電車が走つとったから聞こえんかった。どうなん

か、もう一回、町長、答弁願いたい。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）県の工事に、えん堤工事に支障がないようにということは、再三、議員さんとはお話をさせていただいております、非公式の場で。今言われることについては、先ほども申しましたように、訴訟に発展する可能性が十分ございますので、この場での答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）海田町が境界変更を申し入れとるんよ、境界についてクレームを付けとるわけよ。それはなぜかいうて言うとるんよ。3者で決めて2者はいいと言うとる。ノー言うとるのは海田町がノー言うとる。それをさっきから言うとる、町長、承知しとるのかいうのと、海田町がノー言うとるから工事が前に行きませんよ。民と官、県のほうは、河川課のほうはいいですよと、2者はいいいす言うとる。海田町がクレームを付けとる。にもかかわらず、言われませんか工事が遅れんようにしますと。海田町がイエス言えば前に行く話じゃない。なぜ、それがイエス言えんのか。もう1回、そこの、本気で説明してください。海田町がブレーキをかけとるんよ。誰もクレームを付けとらん。海田町がクレームを付けとる。どういうことなん。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）御質問に対しては何度も同じことの繰返しになります。再三、議員さんとは非公式の場でもお話をさせていただいておりますが、現在、状況が状況でございます。私ら町以外の関係者も入って、いろんな今手続きの段階に入っておりますので、現在、詳しい話はこの場ではできません。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）何ぼ言うても平行線なので、これ、どうにもならんけども、町長、予告じゃないが、言うときますよ。県の砂防工事の関係については工事スケジュールに遅れが出ないよう今後も頑張ります、一生懸命努力して早期完成に努力しますとか協力しますというて書いとるの。それと、今言うた境界の変更、境界決めんことには前行かんよ。これの整合性、町長、直々に説明してほしい。建設部長の答弁じゃ分からん。海田町が言うとるんよ。県の工事にも協力しましょう、遅れんようにやりましょう。早期整備に協力してまいりますというて言うとるんじゃ。にもかかわらず、海田町が境界変更申し入れとる。町長、承知しとるんかいうたら、係争、発展するおそれがあるから言われませ

ん。町長の知らんことじゃないか、知つとるのか。この答弁と整合性がない。もう1回、分かりやすく言うよ。工事をするために官民界とかそういう境界を決めにゃいかんじゃろう思うんよ。特に、今回の場合は3者、3点張りというんか、3点境界だ。2者はオーケー言うとる。1者は海田町、ノー言うとる、変更してくれいうて。境界、官民界違います。にもかかわらず、早期整備に協力してまいります。それで、境界、待て。町長、直々に説明してくれ。はっきり説明してもらいたい。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）町長に、この場で、今の話を具体的に説明するのは無理です。現場のことを一番よく知っておるのは我々でございますし、その責任者は私でございます。その私が今、こうやって丁寧に説明をさせていただいております。何回も言いますけど、議員さんとは非公式の場で何度もお話をさせていただいて、人も入って、県のえん堤に支障がないようにするために御協力いただきたいという話は再三再四させていただいております。しかし、それが、今、結果的にはこういった形になっております。で、問題の発展の度合いが、今言うたような形で、司法の場へということも十分考えられる状況に来ておりますので、この場での答弁することはふさわしくないと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）ようけ言うてもね、前に行かん。町長も答弁する気はないというとる。今の話は言い換えれば、町長、あなたは知らんいうことに聞こえるんじゃ、今の答弁は。町長の知らんことが陰で行われておる。建設部長の権限でやとるんか、ほいじゃあ。境界変更の申入れ、要するに、役所の仕事というのはどうなんか、わし、よう分からんが。上からの命令というか、指令というのか、上からの指令で動いておるんじゃないのか。下が勝手にやとるんかいの、どういうことなの、これ。その辺の説明を願いたい。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）指揮命令系統については、当然、トップは町長でございます。しかし、町長に情報を上げるのは全て私でございます。副町長に上げて、町長にお話をして、相談して、当然、物事は決めてまいります。情報の100パーセント全てを町長にお話をするかというのと、これ、全部はしません。課長案件、部長案件、副町長案件、それぞれでございます。役所によってはですね。当然、私で押さえる情報もございます。しかし、重要なことについては町長のほうにお話をさせていただいております。いずれにしましても、今この件について町長がどのように判断するとか、どのように指示してどう対応

したとか、そういったことについては、再三申し上げますが、今状況が状況でございますので、答弁のほうは控えさせていただきます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）意味が分かったような分からんような話だけでも、いわゆる官民界ということ、行政財産と民地との境を言うとするわけよ。それが争いになるかも分らんので言われませんか。それはそれでいいが、町長の知らんことで、理由は何かは言われんというのは、後日これはどうせまたそういうことで、争いになるということになるんなら、なおさら工事が遅れるばかり。工事が中断しますよ。そのクレームが海田町が付けておるんよ。境界変更の申入れ。ほんで、どうも今の部長の答弁だと、町長が承知してないというような答弁なんよ。どうもそういう聞こえ方がするわけ。海田町より境界変更の申入れがある。もうこれ以上言ってもしょうないからね、繰返しになるんと言わないけども、町がブレーキをかけて工事をストップして遅らす。ほいで、一生懸命早期整備に協力してまいります、もうでたらめなの、答弁なんよ。言うところとやっとなることが違うわけよ。ここらで民民に協力してくれと。できるわけない。町がブレーキをかけたるんよ。さっきから何回も言うように、2者はオーケーいうて言うところ。海田町がノー言うところ。でも、早期整備に、完成に努めますいうところ。整合性がないんだ。そこをもう1回答弁できるかどうか。もうこれ以上言うても、水掛け論みたいなことになる。最後、それで終わりますが、しっかり、係争じゃから答弁できませんじゃら、そういうことじゃなく、やっぱりこれこれで境界が違ふとりますとか、こういう理由で境界変更を申し入れとります。町がはっきりせんことには前行かんのじゃない。いつまで経ってもぐずぐず境界を、町がもましょったんじゃ、前に行かんじゃろ。その辺、どうなんかい。最後。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）この件については、我々是一日も早く解決したいと考えております。一番はやはりえん堤に支障が出ない。これが第一でございます。そういうことにならないように、これまで事前に何人か人が入って、議員さんともお話をさせていただいたんですが、残念ながら、ちょっとこういった形に、今、なっております。どうにか議員さんともその辺の話合いがちゃんとできて、一日も早いえん堤工事の着手ができるように、我々は努力してまいります。

○議長（桑原）西田町長。

○町長（西田） ここの高岸1号橋に関わる話は、30年豪雨のときの復旧に関わる話で、その強靱化に向けた設計に向けて、今、町は動いておるわけです。まず1番に、高岸1号橋は避難路として確実に町としても造り上げたいというのがまず第1点、2点目はその上流において、30年豪雨においても土砂災害が起きておりますので、それらに対するえん堤工事、これも複数箇所においてえん堤工事をすることによって、レッドゾーンからイエローゾーンに変えようとするテーマでございます。それを解決するためには、やはり県と当事者の方と町と一緒に話し合いをしながら進めないといけない、ここは私の意思で議員さんもそれには同じ方向に向いているというふうに、私は思っております。大事なのは、第一答弁で申し上げましたように、県の工事に関連する官民境界については、やはりここに個別案件という形になっていきますので、答弁を控えさせていただいてるところでございますので、特に周辺の住民の方々の避難路、又は住宅のレッドゾーンからイエローゾーンに変えていくという形の安全・安心を担保するというのが最大の目標でございますので、それに向けて県としっかりと協議しながら進めてまいりたいと、そういうふうに考えております。

○議長（桑原） 前田議員。

○14番（前田） それでいいんですけど、もう一言、言うておきます。昨日の下岡議員の4点目の答弁で、公図云々については現況主義というか、そういうことで、今までもそういう事例で、公図に載っとるものはそのまま生かします、図面のとおりでいう主張しとるんよの。ところが、今回はそれが違うというて、町が境界が違ういうて言うとるんよの。だから、その辺は、町長、何回も同じことを言うけど、言うときは。町が、図面にあるものは譲るわけにはいきませんというて言うとるんよ。ところが、今回は、町が、境界を譲れというて言うとるんだ、どうもの。境界変更の申入れ、海田町から出ております。これ、はっきり証明するもんもある。あんたら、申し入れとるのよ。そこをはっきり言いなさいというのは、今言われん言うんじゃけ、それ以上は言わんけどね。前向いていきませんよということだけ、警告しとくわ。なぜか言うたら、今言うたように、あなたらのやっとなることが違いますよと。片方では公図が証明しておりますから、譲るわけにはいきませんと。ほいで、民民から公有財産の払下げをして、お金を取っとる。今回はそうじゃなくして、現況がそうですから、民地を認めるわけにいかんで、全部公有地に無理やりします、こういうて言うとる。その意味は当事者でないと分かんと思うが、担当部局が分かるとるはずよ。そこらを頭に入れてやらないと前に行きませんよ。

これ、警告で終わりますがね。しっかり根性を入れてやってください。以上で終わります。

○議長（桑原）これにて、一般質問を終結いたします。暫時休憩をします。再開は14時10分。

~~~~~○~~~~~

午後1時55分 休憩

午後2時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第2、第27号議案、工事施行協定の変更についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第27号議案、工事施行協定の変更について。令和3年9月2日に西日本旅客鉄道株式会社理事広島支社長藏原潮と締結した山陽本線海田市構内298キロ615メートル付近下水道管新設工事について、工期の変更に係る変更協定を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）それでは、第27号議案、工事施行協定の変更について御説明いたします。

議案書の8ページをお願いいたします。併せて、資料1及び資料2をお願いいたします。第27号議案、工事施行協定の変更について。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、令和3年第37号議案により議決を得た山陽本線海田市構内298キロ615メートル付近下水道管新設工事の工期を変更することについて、町議会の議決を求めるものでございます。変更の内容でございますが、5、工期、議決の日の翌日から令和4年7月29日までを、5、工期、議決の日の翌日から令和5年2月28日までに改めるものでございます。

次に、資料1について御説明いたします。1、協定の概要、（1）工事名、先ほど御説明したとおりでございます。（2）工事場所、海田町中店地内、（3）協定金額5,438万5,000円、（4）相手方、西日本旅客鉄道株式会社理事広島支社長藏原潮。2、変更概要、変更の内容につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。変更の理由、鉄道敷の地中に支障となる転石が発見されたため、施工方法の検討に不測の日数を要す

るものでございます。また、5月20日から9月30日までは、JR社内基準によって酷暑期として軌道レールに影響が及ぶおそれがある作業を実施しないこととなっており、この期間後の施工となるためでございます。次に、資料2の工事等箇所図をお願いいたします。1ページ目は、概要及び位置を示しております。裏面を御覧ください。工事スケジュールになります。酷暑期の期間を黄色の網かけ、変更後のスケジュールを赤色の線でお示しをさせていただいております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。多田議員。

○12番（多田）12番、多田です。工事そのものについてどうこう言うんじゃないんですけど、地元の方がこの工事に合わせて浄化槽を撤去せんにゃあいけんので、業者さんと予約しとるみたいなんですけど、地元の人に対する説明というのは、もうされたんでしょうか。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）地元のほうに詳細な供用開始の時期というのは、まだ御説明をさせていただいておりませんので、今後、工事の進捗状況に合わせて、正式な供用開始の日等を住民の皆様にご周知してまいりたいと考えています。

○議長（桑原）ほかにもございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第27号議案について採決を行います。お諮りいたします。第27号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）この際、日程第3、第28号議案、負担付きの寄附の受納について及び日程第4、第29号議案、財産の無償譲渡についてを一括議題といたします。なお、採決については1議題ごとに行います。それでは、町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第28号議案、負担付きの寄附の受納について及び第29号議案、財産の無償

譲渡についてを一括で御提案申し上げます。代替ピアノを無償譲渡する負担付きのグランドピアノの寄附を受納するものです。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第28号議案及び第29号議案を一括で御説明いたします。

まず、議案書9ページをお開きください。第28号議案、負担付きの寄附の受納についてでございます。地方自治法第96条第1項第9号の規定により、負担付きの寄附を受納することについて、町議会の議決を求めるものでございます。寄附の目的は、織田幹雄スクエアにグランドピアノを設置するため。寄附の内容はグランドピアノ1台、寄附者は海田の夢を語る会代表田川房雄様、寄附の条件は、町は寄附者にピアノ1台を提供することでございます。提案理由は、町の芸術文化振興に資すると認められるため、負担付きの寄附を受納することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案書10ページをお開きください。第29号議案、財産の無償譲渡についてでございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により、財産を無償で譲渡することについて、町議会の議決を求めるものでございます。無償譲渡する財産はアップライトピアノ1台で、その相手方は海田の夢を語る会代表田川房雄さんでございます。提案理由は第28号議案のグランドピアノの負担付きの寄附の受納に係る寄附の条件を履行するため、町所有のアップライトピアノ1台を寄附者に無償で譲渡することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

それでは、続きまして、議案に係る資料について担当部署から御説明いたします。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（中下）それでは、資料3、グランドピアノの負担付きの寄附等について、お願いいたします。まず、1の趣旨でございますが、海田の夢を語る会からグランドピアノを織田幹雄スクエアに寄附したいという申出がございました。また、海田の夢を語る会から寄附したいグランドピアノは会で所有されているものであることから、その修繕費用、運搬費等は会で負担したい旨と、グランドピアノの持ち主が今後使うピアノの提供をお願いしたい旨の申出がございました。2の対応でございますが、先ほど、財政課長が説明しましたように、今回の事例は負担付きの寄附になりますので、その受納につきまして、また、町所有のアップライトピアノを無償譲渡することについて、共に議会の議決を受ける必要がございます。その後、海田の夢を語る会からグランドピアノの寄附を受け、現在、織田幹雄スクエアホールで使用しているアップライトピアノを福祉

センターに移管替えし、現在、福祉センターで町が所有しているアップライトピアノを海田の夢を語る会に無償譲渡するものでございます。なお、無償譲渡するピアノは、以前、グランドピアノの持ち主が所有しており、町に寄附していただいたものでございます。3の申請団体代表者は海田の夢を語る会代表田川房雄さんでございます。4の寄附を受けるグランドピアノは、現在、河合楽器製作所と合併して解散したディアパソン製の昭和59年製造のもので、寄附者の時価見積額として消費部品交換済みのもので約130万円で、これまで寄附者側で管理されてきた業者の鑑定額でございます。5の無償譲渡する、現在、福祉センターにあるアップライトピアノは河合製の昭和43年製造のもので、業者によると、時価相当額は約10万円とのことでございました。6の補正予算額につきましては、この6月議会に69万円の補正予算を計上させていただいております。内訳といたしましては、織田幹雄スクエアから福祉センター、福祉センターから海田の夢を語る会へ無償譲渡する運搬費等の委託料が9万9,000円、グランドピアノのためにその運搬するために必要な台車とカバーの備品購入費として59万1,000円となっています。裏面のほうをお願いいたします。7として、根拠規定の地方自治法の抜粋を記載しております。以上で説明のほうを終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。ちょっと分からんから聞くんだけど、予算が69万か何か書いておるんだけど、ピアノをもらうのが先なのか、予算が先なのか、どっち。予算措置がないものはできんはずじゃろうと思うし、ちょっとこの辺の順序が分からん。ちょっとその辺、説明願いたい。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）この度は、6月議会において負担付き寄附の受納について第28号議案、財産の無償譲渡について第29号議案、それに係る補正予算については第33号議案として補正予算の議案として、この度の議会のほうに提案させていただいたものでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）だから、分からん言うとするんだが、222条かいの、予算が先ではないんかと言うとするんよ。予算のないものが先に出てきたんじゃおかしいんじゃないかと言うとする。地方自治法222条だったか、ちょっと今忘れたけども。その辺の説明が分からん言うとするんよ。要するに、予算措置のないものを先に決めることになるじゃろう。予算を

先に決めにゃいかんのじゃないかと。どうなのか、その辺は。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）まず、議員御指摘の地方自治法第222条につきましては、予算を伴う条例・規則等についての制限というところで、議員御指摘の内容のものが記載しておりますが、この度は負担付き寄附を受けることについての議案というところで、222条の規定とは少し違うのかなと考えております。予算委員会等あれば一括審議というところになるかと思いますが、この度は6月定例会において、それぞれの議案を提案させていただいたところがございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。現在、寄附をしていただくグランドピアノはどこにあるんですか。どのように今まで活用されてきたものを、中古として寄附をしていただくということですが、今、現状はどうなっているのか、今までどういうふうに活用されていたのかをお尋ねをいたします。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（中下）今回、寄附をしていただくピアノにつきましては、この会の方の自宅のほうで所有しているものでございます。そこで、活用されてるものを、今回、織田幹雄スクエアのほうに寄附をいただけるということになったものでございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。第28号議案について、討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第28号議案について採決を行います。お諮りいたします。第28号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおりこれを決します。

次に、第29号議案について討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第29号議案について採決を行います。お諮りいたします。第29号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第5、第30号議案、海田町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(西田) 第30号議案、海田町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について。公職選挙法施行令の改正趣旨を踏まえ、長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ及びポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長(桑原) 総務課長。

○総務課長(中村) 第30号議案、海田町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の11ページをお開きください。資料については資料4の海田町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の概要及び資料5の条例新旧対照表をお願いします。改正内容については、資料4の条例の概要で御説明いたします。まず、1の改正の趣旨でございますが、最近の物価の変動に鑑み、公職選挙法施行令の一部が改正され、国政選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及びポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられました。これを踏まえ、町の選挙における公営に要する経費に係る限度額を引き上げるものでございます。次に、2の選挙運動費用の町負担額の改正でございます。(1)の選挙運動用自動車につきましては、①の一般運送契約の町負担額を3万5,860円から3万6,300円に引き上げ、負担限度額を18万1,500円とします。その他の契約として、②の自動車借入契約については、1万5,800円から1万6,100円に引き上げ、負担限度額を8万500円とし、③の燃料供給契約については、7,560円を7,700円に引き上げ、負担限度額を3万8,500円とします。(2)の選挙運動用ビラにつきましては、ビラ1枚当たりの単価限度額を7円51銭から7円73銭に引き上げます。2ページをお願い

いします。(3)の選挙運動用ポスターにつきましては、ポスター1枚当たりの単価限度額のうち、印刷費相当分を525円6銭から541円31銭に引き上げ、企画費相当分を10万3,500円から10万5,417円に引き上げます。最後に、3の施行日につきましては、公布の日でございます。以上で説明を終わります。

○議長(桑原)以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原)質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原)討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第30号議案について採決を行います。お諮りいたします。第30号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原)異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原)日程第6、第31号議案、海田町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(西田)第31号議案、海田町税条例等の一部を改正する条例の制定について。地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長(桑原)税務課長。

○税務課長(松井)それでは、第31号議案、海田町税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書12ページをお願いします。資料については資料6の海田町税条例等の一部を改正する条例の概要、資料7の海田町税条例等新旧対照表をお願いいたします。改正内容については、資料6の条例の概要で御説明いたします。今回の改正は、令和4年度税制改正により地方税法等の一部が改正されたことに伴い、専決処分の承認をいただいた分以外の部分について一部改正するものでございます。主な改正について御説明いたします。まず、1の個人町民税関係の改正の(1)住宅借入金等特別税額控除の見直しにつきましては、所得税において適用期間の延長がされたことに伴い、個人町民税の住宅借

入金等特別税額控除の期間を、現在の令和17年度から令和20年度まで延長する等の改正を行うものです。施行期日は令和5年1月1日です。続いて、(2)個人町民税の申告関係の整理につきましては、まず、アとしまして、上場株式等に係る配当所得の課税方式の一致ですが、これは現在所得税と個人町民税で上場株式等に係る配当所得の課税方式をそれぞれ別に選択ができておりますが、所得税の確定申告書に記載された課税方式を個人町民税でも選択したものとすることで、課税方式を一致させるため、改正を行うものでございます。施行期日は令和6年1月1日です。次に、イの扶養親族申告書への記載内容の見直しにつきましては、給与所得の方及び公的年金等を受給されている方について、退職所得を有する配偶者及び扶養親族がいる場合は、その方の氏名等を申告書へ記載することを義務づけることにより、配偶者控除等の適用の判定のための情報を把握しやすくするために改正を行うものでございます。施行期日は令和5年1月1日です。最後にその他でございますが、引用条項等の整理を行うものです。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第31号議案について採決を行います。お諮りいたします。第31号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第7、第32号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第32号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。地方税法施行令の一部改正に伴い、課税限度額の引上げの改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（松井） それでは、第32号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書16ページをお願いします。資料については、資料8の海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要、資料9の海田町国民健康保険税条例新旧対照表をお願いいたします。改正内容については、資料8の条例の概要で御説明いたします。今回の改正は、地方税法施行令の一部改正に伴い、海田町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。改正の内容は、課税限度額の見直しを行うもので、これは今後も高齢化等による医療費の増加が見込まれていることなどから、課税限度額のうち基礎課税額に係るもの及び後期高齢者支援金等課税額に係るものの上限を引き上げ、高所得層により多くの負担を求めるものです。具体的には、課税限度額のうち、基礎課税額に係るものを63万円から65万円に引き上げ、後期高齢者支援金等課税額に係るものを19万円から20万円に引上げを行うというものです。施行期日については公布の日からです。以上で説明を終わります。

○議長（桑原） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中） 15番、佐中です。お尋ねするのは、今、国保の世帯加入が3,227世帯、これは3月の予算、議会の資料に基づくものですが、この限度額に該当する世帯、これは何世帯あるのか。もう一つは、これを適用したら幾ら上がっていくのか。もう一つは、三つ目、法律で決まっても限度額は、その市町によって適用する時期が今までの例で見ればばらばらですよね。例えば、広島市は料としてやっていますが、1年、2年遅れて限度額を上げたりしておりますけれども、海田町はそれができるのではないかと、このように思うんですが、どうでしょうか、お尋ねします。

○議長（桑原） 税務課長。

○税務課長（松井） まず、御質問の限度額超過世帯がどれぐらいになるかという部分でございますが、4年度の当初賦課がまだ現在終わっておりませんので、3年度の当初賦課ベースでお答えしますと、延べで90世帯、金額は127万円が増となる予定です。限度額を上げないこと、1年延長するとかいうことができるのではないかとこの部分につきましては、議員さん御指摘のとおり課税限度額につきましては、地方税法で規定されており、その範囲内で市町村の条例で規定することによるようになっておりますが、昨今の医療費が増加する中にごさいます、最高限度額を抑えることは中低所得者層に負担を

強いる結果になると考えられますので、最高限度額については地方税法の規定の趣旨を尊重し、法に定める額のとおり規定することが望ましいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）実態は説明で分かりましたが、海田町、今、人口が増えておるんですね。私調べてみると、平成28年、3,839世帯あったのが、今年の3月の予算委員会に出された資料では3,227、三角の612、人口にして1,447人減ってきておるんですね。この理由は、何か分かりますか。世帯が増えておるのに、あるいは高齢者という時代の中で、国保が、人口や世帯が増えておるのに国保だけ減っておる。中身を見れば、現役の労働者であるとか、あるいは操作によって組合健保であるとか協会とか共済であるとか、いろいろやり方があると思うんですが、それに、意図的にそこに変更して、こういう結果になってきておるのか、それをちょっとお尋ねします。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（松井）海田町の人口が増えてきておるのに国保の加入者が減ってきておるといふところの質問でございますが、議員さんが先ほどおっしゃられましたように、他の保険、国民健康保険以外の社会保険、協会けんぽであるとかというところの加入者が増えてきておるところも事実でございますし、75歳以上の方は後期高齢者医療のほうに移られる部分がございますし、そちらも減少の大きな理由となっております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。討論があるようなので討論を行います。まず、反対討論を許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。議案第32号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の反対の立場から討論を行います。本議案は最高限度額は基礎賦課税と後期高齢者支援金等賦課税額を合わせ、3万円の引上げ、85万円、加えて介護納付金賦課額保険料合わせた限度額、合わせると102万円と過去最高額となります。平成20年から令和4年のこの議案を含めて、14年間で34万円上がることとなります。2022年度の当初予算で国民健康保険税、1人当たり654円引き上げたばかりです。国保基金全額取り崩すこととなり、1億2,837万9,000円を充てても、1人当たり6,504円増税となります。ところが、令和4年5月23日の出納検査では、まるまる基金は残っております。一番の社会保障である年金は、昨日、年金額改定通知書が私のところに来ましたが、0.4パーセント削減

をしておりました。今年に入って値上げラッシュが暮らしを直撃しております。国保について、国保制度はだんだん悪くし、これまで1984年の国保改悪で、国保への国庫負担率を医療費の45パーセントから38.5パーセントに削減をし、その後も、事務費や保険料軽減措置などの国の財政支出を廃止し、削減をしてきました。その結果、市町村国保の総収入に占める国庫支出金は1984年度は49.8パーセントから、2005年度は30.4パーセントに減っております。同時期に1人当たりの国保税は3万9,000円から8万円、2倍以上となりました。まさに国庫負担の削減と表裏一体で、国保税の高騰が進んできたのです。また、後期高齢者の医療費が10月から1割負担の方が約2割負担になり、約800人が該当いたします。反対するもう一つの理由は、もともと高すぎる国保税が更に引き上げられることになるからです。今回の改定によって、子育て世帯で未就学児が複数いる世帯などで値下げなどなるものの、基礎賦課額保険税の値上げが大きいために、低所得者も値上げとなるほど、ほとんどの被保険者の保険税が値上げとなります。海田町では国保加入世帯が23.3パーセントで構成されているのを、分かるように、低所得者が多くを占めており、これ以上の保険税の負担増を行うべきではありません。そもそも、国保はおおむね基本とする応益応能割、50対50を被保険者の保険料で負担をするという構造が高すぎる保険税を生んでおります。コロナ禍の影響から、据え置くとしたにもかかわらず、前年度は今年度分を残り3年で解消すべく納付金を調整したことが保険税を引き上げることになりました。国の指針どおり、一般会計からの繰入れを減らしたことも問題であります。一般会計からの繰入れをなくす計画は撤回すべきです。国保税の基礎算定にコロナ関係の医療費も含まれているからであります。そもそもコロナ関係の医療費を国保税の基礎算定に入れるべきではなく、国と県が財政支出をすべきであります。以上の理由から、本議案に反対し、私の反対討論を終わります。

○議長（桑原）続いて、賛成討論を行います。玉川議員。

○3番（玉川）3番、玉川です。第32号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について賛成の立場で討論させていただきます。現行の国民健康保険制度を支えているのは、被保険者一人ひとりです。本格的な少子高齢社会を迎え、国民健康保険制度を取り巻く環境が年々厳しくなっている中、収入の多い方にはそれなりの税負担をしていただくというのが社会の要請でもございます。今回の改正は国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等の課税額の課税限度額が見直され、これを引き上げることによって、中低所得者層の被保険者に配慮した形の保険税設定が可能になると

考えております。以上のことから、今回の国民健康保険制度を持続可能な運営とするためにも、今回の条例改正は致し方ないものと考えております。以上をもって、私の賛成討論といたします。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なし認めます。討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。お諮りいたします。第32号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）起立多数と認めます。よって、第32号議案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第8、第33号議案、令和4年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第33号議案、令和4年度海田町一般会計補正予算第1号。この度の補正予算につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第33号議案、令和4年度海田町一般会計補正予算第1号について御説明いたします。

初めに、資料10の令和4年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。資料10の3ページ、4ページをお願いいたします。

総務費総務管理費の自治会集会所整備補助事業については、寺迫自治会館の外壁塗装工事に対して海田町自治会集会所整備事業等補助金を交付するため増額するものでございます。次の電算システム改修事業については、マイナポータルからの転出・転入や子育て関係、介護関係のオンライン申請に伴い、基幹システムとの連携を行うため、行政手続オンライン化対応業務委託料を増額するもので、財源として国のデジタル基盤改革支援補助金を活用いたします。次に、5ページ、6ページをお願いいたします。戸籍住民基本台帳費の戸籍システム改修事業については、戸籍法の一部改正に伴い、戸籍事務内連携等を行うため、戸籍システム改修業務委託料を増額するもので、財源として国の社会保障・税番号制度システム整備費補助金を活用いたします。

次に、7ページ、8ページをお願いいたします。民生費の児童福祉費の子育てヘルパー派遣事業については、子育てヘルパー派遣の利用申請の増加に対応するため、子育てヘルパー派遣事業委託料を増額するものでございます。次に、保育促進事業と、次の私立保育所等保育事務事業については、事業概要の資料として、資料12を併せて提出しておりますが、保育所等の給食用食材費は原則保護者が支払う保育料や給食費により賄われていますが、コロナ禍における食材費高騰の影響に対して、保護者の負担を増やすことなく対応するため、公立保育所については賄材料費を増額し、私立保育所については海田町保育所等給食用食材費高騰対応補助金を交付するため増額するもので、その財源として国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。次に、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業と次の給付金給付事務事業については、事業概要の資料として、資料13を併せて提出しておりますが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため増額するもので、給付金支給額は対象児童1人当たり5万円でございます。財源としては国の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用いたします。

次に、9ページ、10ページをお願いいたします。衛生費の保健衛生費のHPVワクチン接種事業については、国からの通知を踏まえて、HPVワクチンの国庫負担がない時期に自己負担で接種された方に対し償還払いするため、HPVワクチン接種費用助成金を増額するものでございます。次の新型コロナウイルスワクチン接種事業については、3回目を接種した60歳以上の方又は59歳から18歳で基礎疾患を有する方に対し、4回目の追加接種を行うため、関係費用を増額するもので、財源としては国庫支出金を活用いたします。

次に、11、12ページをお願いいたします。商工費の海田町事業継続応援金第3弾給付事業については、事業概要資料として資料11を併せて提出しておりますが、コロナ禍における原油価格・物価高騰により経営に影響を受けている中小企業者等を応援するため、対象者に海田町事業継続応援金第3弾を給付するため増額するもので、その財源として地方創生臨時交付金を活用いたします。

次に、13、14ページをお願いいたします。土木費の土木管理費の住宅・建築物耐震改修促進事業については、申請相談件数の増加に対応するため、木造住宅耐震診断補助金及び木造住宅耐震改修補助金を増額するもので、財源として国・県支出金を活用いたし

ます。次に、15、16ページをお願いいたします。道路橋りょう費の仮称町道143号線道路改良事業については、資料16、工事等箇所図により御説明いたしますので、資料16をお願いいたします。資料16の工事等箇所図、1枚目には、この度の増額補正に係る橋りょう下部工2基の工事概要図と位置図を記載しております。続いて、裏面2ページ目を御覧ください。予算措置の状況について中段、表にまとめておりますが、橋りょう下部工の予算については、令和3年度からの繰越予算により5,500万円措置されており、また、上部工の予算については、令和4年度の当初予算により4,000万円措置されております。この度の6月補正予算については、下部工の繰越予算額について資材単価等の高騰により予算不足が見込まれるものでございますが、繰越予算については会計年度経過後においてはこれを補正することができませんので、令和4年度、現年度において350万円増額補正し、繰越予算と現年予算を合算して執行するものでございます。なお、表の欄外に記載のとおり、仮称町道143号線道路改良事業の令和4年度現年分の補正後の予算額としては、上部工、下部工合わせて4,350万円になるものでございます。それでは、資料10に戻りまして、資料10の17ページ、18ページをお願いいたします。都市計画費の公共下水道繰出金事業基準外については、この度の公共下水道事業特別会計の補正予算に伴い、増額するものでございます。次の一般公園改修事業については、資料15として、工事等箇所図を提出しておりますが、三迫公園の防球ネットを改修するため増額するもので、財源として起債を活用いたします。

次に、19、20ページをお願いいたします。消防費、水防事業については、幸町自治会自主防災会のテント等購入費用に対して、コミュニティ助成事業助成金を交付するため増額するもので、その財源として一般財団法人自治総合センターの助成金を活用いたします。

次に、21、22ページをお願いいたします。教育費の教育総務費の幼保小連携教育推進事業については、県から、育ちと学びをつなぐ幼保小連携教育推進事業の指定校としての委託を受けることが決定したことにより、関係経費を増額するもので、財源として県委託金を活用いたします。次に、23、24ページの小学校費と、25、26ページの中学校費を併せて御覧ください。まず、24ページの小学校教育振興事業と、26ページ、中学校教育振興事業については、校務支援システムが保有する不登校や出欠席等の情報を、子どもの予防的支援構築事業に係るAIシステムにデータ出力連携するためのシステム改修費をそれぞれ増額するもので、財源として、県の、子どもの予防的支援構築事業補助

金を活用いたします。次に、24ページの小学校給食事業と26ページの中学校給食事業については、事業概要資料として資料14を併せて提出しておりますが、保育所等への対応と同様に、コロナ禍における給食用食材費高騰の影響に対して、保護者の負担を増やすことなく対応するため、小学校については賄材料費を、中学校については広島市への学校給食負担金をそれぞれ増額するもので、その財源として地方創生臨時交付金を活用いたします。次に、27、28ページをお願いいたします。織田幹雄スクエア管理運営事業については、この度のグランドピアノ、負担付きの寄附の受納に係り、町から寄附者へ町所有のピアノの移動等をするための費用と織田幹雄スクエアに設置するグランドピアノの専用の運搬用台車等を購入するための費用を増額するものでございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。資料の1ページ、2ページをお願いいたします。なお、歳出の増額補正で説明した特定財源の増については、個別の説明を省略させていただきます。2ページ、下から三つ目の財政調整基金繰入金については、この度の補正予算財源調整のため増額するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第33号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましても、既定の歳入歳出予算の総額に2億4,346万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を132億2,646万3,000円とするものでございます。また、第2表により地方債の追加を行います。以上で、令和4年海田町一般会計補正予算第1号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。どうもちょっと分からんから聞くんですが、同じことになるんじゃないけども、15、16、いわゆるこの橋りょう、資料の16、3年度の予算に追加する言う説明しとるが、本来、3年度は執行しとらんのため、本来なら未執行というか、不用の予算になってしまうんじゃないかと思うんです。だから、何でこれが350万、3年度に入るんか。4年度の予算なら分からんことないが、そのためにこれを一括にせえと言うたんじゃが、そんなら、予算がうまいこと入っていくんじゃないかと思うけども、その辺をもう一回、再度しつこう聞いてみたい。そして、その次が19、20か、コミュニティ何とかで水防費、自主防災会にどうする、ちょっと聞き取れんかったが、詳しく説明願いたい。それと、先ほど言いました一番最後の27、28ページ、別にこれもとやかく言うんじゃないけども、本来ならこれが先じゃないのかと言いたかったわけよの、222

条。これをやっというて寄附を受けるのが本当のいうか、順序であったろう。再度、確認の意味で。以上3点。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）3点の御質問のうち、1点目と3点目については財政課のほうから答弁をさせていただきます。まず1点目、143号線に係る予算措置についての御質問でございますが、資料16、裏面の2ページ目、予算額に記載のとおり、まず下部工については御指摘のとおり、令和3年度未執行というところで、令和3年度予算において繰越明許費の議決をいただきまして、令和3年度から令和4年度に繰り越した下部工の予算5,500万円がございます。この度の補正予算については、下部工の繰越しに係る繰越し予算についての補正は過年度分はできませんので、令和4年度、現年分として下部工に係る不足分、350万を補正予算対応とさせていただいたところがございます。次に、3点目の予算を伴う条例等への議会への提出の制限、補正予算が先にあるべきではないかというところがございますが、御指摘のとおり、議決を要すべき案件が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間はこれを議会に提出してはならない、というのが地方自治法第222条第1項の規定でございます。この予算上の措置が的確に講ぜられる見込み、というところについては、行政実例において関係予算案が議会に提出されたときに言う、というところで、この度は6月定例会において、負担付きの寄附に係る議案及びそれに伴う補正予算を、併せて提案させていただいているところがございます。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）御指摘の2点目の部分でございます。コミュニティ助成事業地方防災の助成金でございますが、こちらのほう、幸町自治防災会より申請のほう、テント2張、テント用のおもり等が出ておりました。これが自治総合センターの宝くじ補助の採択を受けましたので、この度補正のほうで上げさせていただきます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）だから、最初の分が、本来なら3年度の予算で、そりゃ、繰り越したからというて言うけども、だから、そのために一括でやれば入っていくんではないか、そのほうがスムーズじゃないんかと言うたわけよ。その一括というところが答弁がないわけよ。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）一括というのは、上部、下部一括ということで理解して私は答弁させていただきます。上部下部一体施工というのは、この管路の中で完成させるということは無理でございますので、上下一体施工というのは考えておりません。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）どうもその予算の執行の仕方が繰り越して同意したからいいじゃないか、そうなんかも分からんが、正常な執行の仕方じゃないわけよ、わしから言わすと。だから、本来なら不用額になっていくはずなんよ。未執行。そこをとやかく言うんじゃないけど、もうちょっと真剣に、こうスムーズに執行をしてもらいたい、そういう意味から言うとするんよ。どうもそこら速やかさがないということで、もうちょっとこう、すんなり理解できる、ああ、スマートなやり方じゃの、いうような、とにかくおまえら同意したんじゃけ、ええじゃないか、どうもこんなふうにしかならんよ。そこらをもっと親切味ある真剣味ある、一括でできんいうたら、予算が、4年度の予算に補正組んで3年度に使う。何か訳分からん。ほいで、一括でできん。ほんで、300、これも言うたけど、ほいじゃ350万上げたら、応札者100パーセント決定、そういう保証があるのか。350万上げても応札者がなかった、可能性は十分ある。そうすると、また追加の追加、そういうことになるわけよ。そういうためにも速やかに工事をやるためにも、一括でやってやったら、すっときれいに全部が丸ういくんじゃないかいうことを言うとするわけ。そこらの速やかさがないいうて。その辺を、再度、答弁願いたい。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）まず初めに、繰越明許費に係る点について答弁をさせていただきます。繰越明許費について、まずは会計年度独立の原則から申しますと、単一年度内に事業を完了することが大原則でございますが、その例外として、予算成立後の事由に基づき、その年度内に必要あるものについて予算の定めるところ、議会の議決を得て、翌年度に繰り越して使用できる制度でございます。この制度については、その年度内に終わらないときに、直ちに不用とすることを適当とせず、引き続き、この予算の目的の実現を図る必要があるというところで議決をいただいて、繰越予算とさせていただいているところでございます。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）一括発注については、先ほど、部長が申し上げたとおり、難しいところでございますが、下部工を発注して、業者が決まらなかった場合につきましては、

早急に再度入札を行いたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）15番佐中です。歳入についてお尋ねしますが、この間の全協の中で9,546万9,000円、これは新型コロナの感染対策地方創生臨時交付金、ここに挙げられている交付金の中に総務費、あるいは児童福祉費、これを合わせてもその額に達しないんですが、実際は9,546万、ここの歳入の計上はどうなっているのか、それをお尋ねします。もう1点、三迫公園の支柱が斜めになって倒れそうな、それでかなりの高さがあります。何が要因で法面、あるいはグラウンド面ですね、そこにちょうど境に立っておるわけですが、何が原因でそうなったのか。それから、1,200万かけるわけですが、ポールを何本替えて、周辺のネットをどのように替えていくのかお尋ねをいたします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）まず、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についての御質問についてお答えさせていただきます。9,546万9,000円の金額につきましては、国のほうから交付限度額、いわゆる上限額として示された金額でございまして、この上限額の範囲内で交付申請できるものでございます。この度の6月補正につきましては、事業者支援と保育所、小学校、中学校の給食関係への支援ということで、合わせて4,049万5,000円のほうを歳入として計上させていただいております。残りの5,500万円につきましては、今後、関係課のほうで調整してお示しのほうをさせていただければと思います。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）ただいま、御指摘のございました三迫公園の防球ネットの関係なんですが、これは周囲を防球ネットで囲っているんですが、その一部が昭和40年代の木柱の防球ネットでございます。今回は、約82メートルになりますけども、全部で10本あるんですが、そのうちの1本が傾くような形になっとなりまして、ただ、昭和40年代ということで、今回は1本だけ替えるというのではそれは適切ではなく、やはり抜本的な解決というのが安全・安心の観点から必要だろうということで、10本全てを金属製のポールに置き換えるということで、速やかな対応をしてまいりたいということで今回計上させていただいたものでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）臨時交付金、この前の全協であった説明よりも、これ、修正をして上げ

ておるんかどうか、対応が最高限度額はそうやったと。あと、子どもに対する問題、給食に対する問題、いろいろ今説明がありましたけれども、実際は幾ら入ってきて、私、努力したらもっとあるんじゃないかという疑問をしたわけですが、これが今の説明ではちょっと違うという感じを受けておるんです。正確にそれを説明を求めたいと思います。それから、三迫公園、要因は何だったかというのがあるんですね。法面がありますが、法面とちょうどグラウンドの境界に、15メートルぐらいあるかな、危険な状況で規制線みたいな張ったり、あるいはポールというんか、三角のカラーポールですか、何とかいうそれを置いて、入れないようにしておりますが、何が要因でそうなってきたのか、土砂災害と似たような格好でなっていますが、全体を見直す必要があるんじゃないかなと、そういう心配があるから疑問をしておるので、その辺の答弁をお願いします。

○議長（桑原） 企画課長。

○企画課長（藤原） 臨時交付金のことについてお答えさせていただきます。まず、全員協議会の説明から変更があったのかというお尋ねでございますが、こちらについては全員協議会の内容から変更のほうはございません。もう1点、努力したらもっと交付されるんじゃないかという御指摘がございましたが、全員協議会のほうでも御説明させていただきましたが、交付限度額は国において、客観的な数値を基準にして算定されたものでございまして、町のほうで提出する実施計画の内容によって変動するものではございません。

○議長（桑原） 建設部次長。

○建設部次長（門前） ただいま三迫公園のことで御指摘いただきましたけども、これの要因というのは、やはり、先ほど申し上げました昭和40年代の木製ポールということで、令和2年の公園の長寿命化計画を策定するときに、そのときに若干軽微ではありますけれども腐食が見られるというところでもって、そういうふうな兆候はあったんですが、そういうことで、先ほど申し上げられました法面の関係であるとか、そういうふうな物理的なことではなくて、その1本に対して老朽化の関係で腐食、それが進んで、今回このような一本、そういうふうな状況があったんですが、それをやはり同じ時期に立てたものということで、これは全体的にまた同じようなことが起きてはいけませんので、抜本的に解決するためにも、木柱から金属製のものに替えるということにさせていただくものでございます。

○議長（桑原） 老朽化です。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第33号議案について採決を行います。お諮りいたします。第33号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第9、第34号議案、令和4年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田） 第34号議案、令和4年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第1号。

この度の補正予算につきましては一般管理一般事務事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原） 上下水道課長。

○上下水道課長（木村） それでは、第34号議案、令和4年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第1号について御説明いたします。

初めに資料17の令和4年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。それでは、資料17の3ページ、4ページをお願いいたします。

総務費の総務管理費の一般管理費、一般管理一般事務事業につきましては、4月1日の常勤職員の人事異動に伴い、会計年度任用職員の人件費を増額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。人事異動に伴う人件費の増額につきましては、一般会計繰入金を財源といたします。

続きまして、議案について御説明いたします。第34号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に190万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億6,316万3,000円とするものでございます。以上で、令和4年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第1号についての説明を終わります。

○議長（桑原） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第34号議案について採決を行います。お諮りいたします。第34号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第10、委員会提出議案第1号、海田町議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。議会改革特別委員会大江委員長。

○8番（大江） 議会改革特別委員会委員長の大江です。委員会提出議案第1号、海田町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明をいたします。議会活動に対する報告会の開催並びに町民との情報及び意見の交換の機会の設定について、新型コロナウイルス感染症や災害の発生等の状況を踏まえ、柔軟に対応できるようにするため、条例を改正するものです。施行期日は公布の日です。以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。

○議長（桑原） 以上で説明を終わります。

議員全員で構成する委員会でございますので質疑は省略します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより委員会提出議案第1号について採決を行います。お諮りいたします。委員会提出議案第1号については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号は原案のとおりこれを決します。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。この際、町長から発言の申出がございますのでこれを許します。町長。

○町長（西田） 議員の皆様、大変お疲れ様でございました。令和4年第4回海田町議会定

例会の閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。6月7日から開会の海田町議会定例会におきましては、議員の皆様方には慎重に御審議いただきありがとうございました。本定例会に提出させていただきました議案につきましては、いずれも原案のとおり議決をいただき、厚く御礼を申し上げます。皆様から賜りました御意見や御要望はこれからの町政の執行に当たり、できる限り尊重してまいる所存でございます。今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、私の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（桑原）なお、本日、定例会において、不適切な言辞がございました。後刻、記録を調査し、措置をいたしますのでよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本定例会は会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

以上で、令和4年第4回海田町議会定例会を閉会いたします。大変御苦勞様でした。

午後3時30分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和 4 年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員